

第6次

芦屋町

総合振興計画

人を育み 未来につなぐ あしやまち



第 6 次

芦屋町総合振興計画

福岡県 芦屋町

計画期間

令和 3 年度～令和 12 年度

芦屋町民憲章

わたしたちの芦屋町が歴史と伝統を生かし、さらに明るく、たくましく栄えていくことを願って、次の約束を定めます。

- 緑豊かな 海も空もきれいなまちにします
- お互いを大切にし ふれあいの手をつなぎます
- たのしく働き 幸せな家庭をつくります
- 学習や健康づくりに 仲間の輪をひろげます
- きまりを身につけ 住みよいまちにします

町花・町木・町章

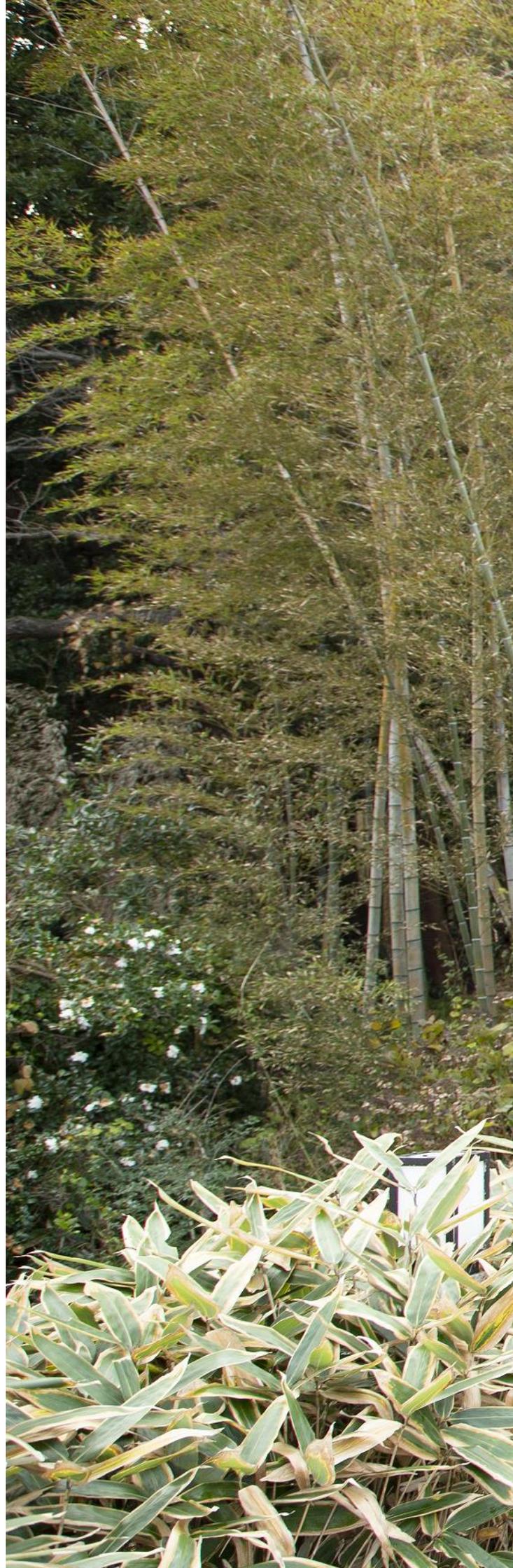
町花:はまゆう



町木:くろ松



町章:芦屋町の「ア」を4つと「屋」を抽象的に
図案化したものです。



「人を育み 未来につなぐ あしやまち」をめざして

私たちを取り巻く社会状況は、人口減少や少子高齢化の進行、全国的に多発する大規模災害、脱炭素社会の実現に向けた取り組みやデジタル化の進展などによって大きく変化しています。

こうした時代の潮流に対応したまちづくりを、総合的・計画的に進めるため、令和3年度から10年間を計画期間とした新たなまちづくりの指針となる「第6次芦屋町総合振興計画」を策定しました。

新たな総合振興計画では、まちづくりの礎である「人」の育成・発掘に取り組むとともに、芦屋町の宝である歴史や文化、美しく豊かな自然などを未来につなげていくという思いを込め、まちの将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」としています。

また、芦屋町の将来像の実現と持続可能なまちづくりをめざすため、国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の17の目標を総合振興計画と連動させ、一体的に推進していきます。

芦屋町は、令和3年度に町制施行130周年を迎えます。この節目となる年に新たな総合振興計画のもと「誰もが住みたい、住み続けたいと感じるまちづくり」のため、各分野の施策を着実に推進してまいりますので、住民の皆さまのご支援・ご協力をお願いします。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました皆さま、熱心にご審議いただきました芦屋町総合振興計画審議会委員や芦屋町議会議員の皆さま、そして、すべての関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

芦屋町長 波多野 茂丸



第6次
芦屋町総合振興計画

目次 / contents

基本構想

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | |
| | 1 計画策定の目的..... | 2 |
| | 2 計画の性格と役割..... | 2 |
| | 3 計画の構成と期間..... | 3 |
| 第2章 | 芦屋町の概要 | |
| | 1 芦屋町の状況と特性..... | 4 |
| | 2 数値でみる芦屋町 | 5 |
| 第3章 | 計画策定の背景と課題 | |
| | 1 社会状況の変化..... | 10 |
| | 2 アンケートからみる住民意識..... | 12 |
| | 3 芦屋町のまちづくりの課題..... | 14 |
| 第4章 | まちづくりの基本方針 | |
| | 1 芦屋町の将来像..... | 18 |
| | 2 将来人口..... | 19 |
| 第5章 | 施策の大綱 | |
| | ① 住民とともに進めるまちづくり..... | 20 |
| | ② 安全で安心して暮らせるまち | 20 |
| | ③ 子どもがのびのびと育つまち..... | 21 |
| | ④ いきいきと暮らせる笑顔のまち..... | 21 |
| | ⑤ 活力ある産業を育むまち..... | 22 |
| | ⑥ 環境にやさしく、快適なまち..... | 23 |
| | ⑦ 心豊かな人が育つまち..... | 24 |
| | 計画の実現に向けて | 25 |
| | 計画の体系..... | 26 |
| | SDGs（持続可能な開発目標） | 28 |

基本計画

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第1章 | 住民とともに進めるまちづくり | |
| | 第1節 人づくり | 32 |
| | 第2節 地域づくり | 34 |
| 第2章 | 安全で安心して暮らせるまち | |
| | 第1節 安全・安心 | 36 |
| 第3章 | 子どもがのびのびと育つまち | |
| | 第1節 子ども・子育て支援 | 40 |
| | 第2節 学校教育 | 44 |
| 第4章 | いきいきと暮らせる笑顔のまち | |
| | 第1節 社会福祉 | 48 |
| | 第2節 健康づくり | 52 |
| 第5章 | 活力ある産業を育むまち | |
| | 第1節 農業 | 54 |
| | 第2節 水産業 | 56 |
| | 第3節 商工業 | 58 |
| | 第4節 観光 | 60 |
| 第6章 | 環境にやさしく、快適なまち | |
| | 第1節 生活環境 | 64 |
| | 第2節 公園・緑地 | 66 |
| | 第3節 土地利用・住宅 | 68 |
| | 第4節 道路・交通 | 70 |
| | 第5節 上水道・下水道 | 72 |
| 第7章 | 心豊かな人が育つまち | |
| | 第1節 生涯学習 | 74 |
| | 第2節 人権 | 76 |
| | 第3節 歴史・文化 | 78 |
| | 第4節 国際交流 | 80 |
| | 計画の実現に向けて | 82 |
| | 芦屋町におけるSDGs一覧表 | 84 |
| | 資料編 | 86 |



第1章 計画の策定にあたって

第2章 芦屋町の概要

第3章 計画策定の背景と課題

第4章 まちづくりの基本方針

第5章 施策の大綱

計画の体系

SDGs（持続可能な開発目標）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

芦屋町では、平成23(2011)年度を初年度とする第5次芦屋町総合振興計画において、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を将来像に掲げ、その実現に取り組んできました。この間、子どもの医療費無料化や子育て支援センターの設置、芦屋中央病院の建替えや商業施設の誘致といった「暮らしやすさの向上」に関する施策、中央公園や総合体育館のリニューアル、多目的グラウンドの整備といった「快適な環境づくり」に関する施策、「住民参画まちづくり条例」に基づく住民協働の推進、あしや砂像展の再開などの「魅力を活かし、住民とともに前に進む」施策に取り組んできました。

しかし、自然災害などの危機に対する安全・安心を求める意識の高まり、人口減少や少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、価値観やライフスタイルの多様化、情報化社会の深化など、芦屋町を取り巻く環境は大きく変動しており、厳しい財政状況や地域コミュニティ意識の希薄化など、さまざまな課題に直面しています。

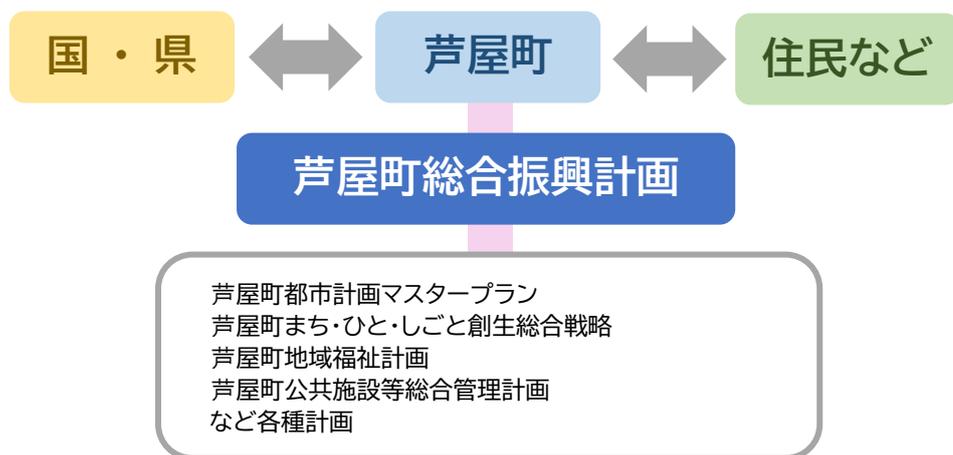
また、まち・ひと・しごと創生法に基づく全市町村の人口ビジョン・総合戦略の策定による地方創生事業が年々進展している中、持続可能なまちづくりや住民参画による協働のまちづくりを推進し、地域の実情に即した取り組みも求められています。

こういった背景を踏まえ、今後の社会情勢の変化を的確に捉えながら、新たな時代に対応するための総合的な指針として第6次芦屋町総合振興計画を策定します。

2 計画の性格と役割

この計画は、長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、芦屋町の経営方針であるとともに、住民と行政による協働のまちづくりを進める役割を担っています。また、国や県、住民や民間団体などの行う事業について相互調整を図るうえでの指針となるものです。

■計画の位置づけ



3 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。

■計画の構成

基本構想

芦屋町の将来像と基本目標を掲げ、これを実現するための施策の大綱を定め、まちづくりの基本的方向を明らかにするものです。

計画期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和12(2030)年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想の施策の大綱に基づいて、総合的かつ体系的に施策の方向を示すものです。

計画期間は、前期計画を令和3(2021)年度から令和7(2025)年度、後期計画を令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の各5年間とします。

実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策について、実効性を考慮して事業量や実施時期を決定し、財源措置を講じることで予算編成の基礎となるものです。

計画期間は向こう3年間とし、毎年検討を加えるローリング方式により調整を行います。また、効率的・効果的な行財政運営を図るため、実施計画は毎年必要性や有効性などをPDCAサイクル[※]で評価していきます。

■計画期間



「※」が付された用語の解説は、P93より確認できます。

第2章 芦屋町の概要

1 芦屋町の状況と特性

芦屋町は、福岡県の北端（北緯 33° 53、東経 130° 40）に位置し、東西 4.4km、南北 5.3km、行政面積 11.60 km²の町域です。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めているため、実質的な行政面積は約 7.55 km²となります。

町の北東部から北西部にかけては、響灘に面する美しく変化に富んだ海岸線となっており、また、北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高 60m 未満の丘陵地帯となっています。

公共交通機関は、芦屋タウンバス、北九州市営バスや芦屋町巡回バスが運行しており、JR 遠賀川駅へは約 20 分・折尾駅へは約 30 分でアクセスしています。

芦屋町と他市町村を結ぶ道路としては、北九州市若松区から福岡市東区までを結ぶ国道 495 号が町の北東から南西へ通っており、北九州市と福岡市の間に位置し、両政令指定都市に職場を持つ人の通勤圏内にあります。

芦屋町の特長としてまずあげられるのは、美しく豊かな自然、特に響灘に面した海岸線の美しさです。福岡県の天然記念物にも指定されているはまゆう自生地や、遠賀川をはさんだ東側は洞山に代表される迫力ある奇岩が連なる海岸、西側は白い砂浜が広がる海岸と変化に富んでおり、さらに海岸線にはサイクリング道路が設けられ、大切な観光資源となっています。

遠賀川では、地域特性を活かした「あしや花火大会」や「精霊流し」を開催しています。そのほか、平成 26（2014）年に再開した「あしや砂像展」や、航空自衛隊芦屋基地で開催される「芦屋基地航空祭」などのイベントもあります。

また、町内には古い歴史を持つ神社仏閣や文化財も多く、いにしへの芦屋町をしのばせます。芦屋町の歴史を代表するものに「芦屋釜」があげられ、国の重要文化財に指定されている茶の湯釜 9 点のうち、8 点を芦屋釜が占めています。この芦屋釜の復興と茶の湯文化の振興をめざした「芦屋釜の里」、考古資料や農耕具、交易関係品を展示した「芦屋歴史の里」など、歴史と文化にふれることができる町として知られています。

■芦屋町の位置



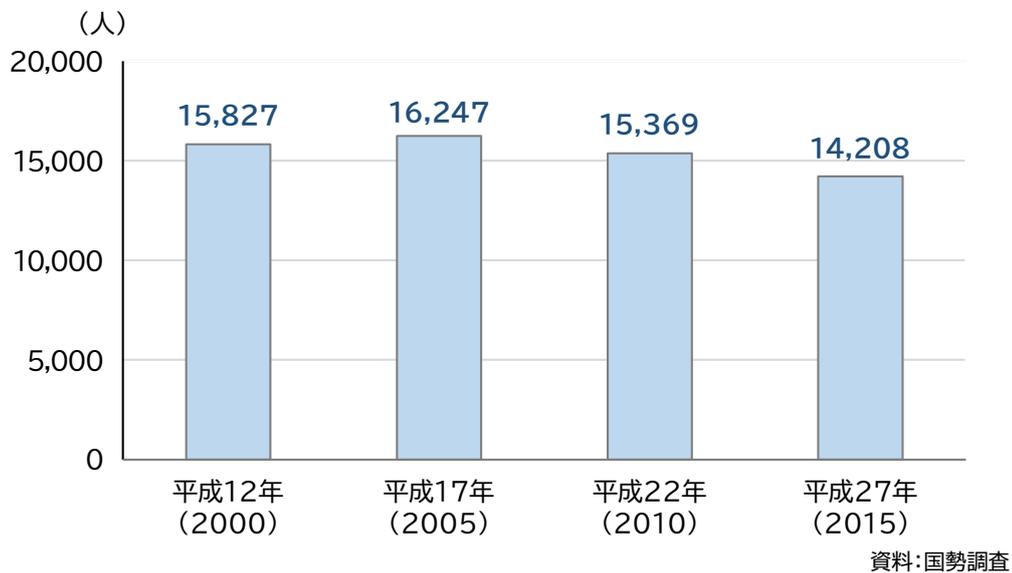
2 数値でみる芦屋町

1 人口

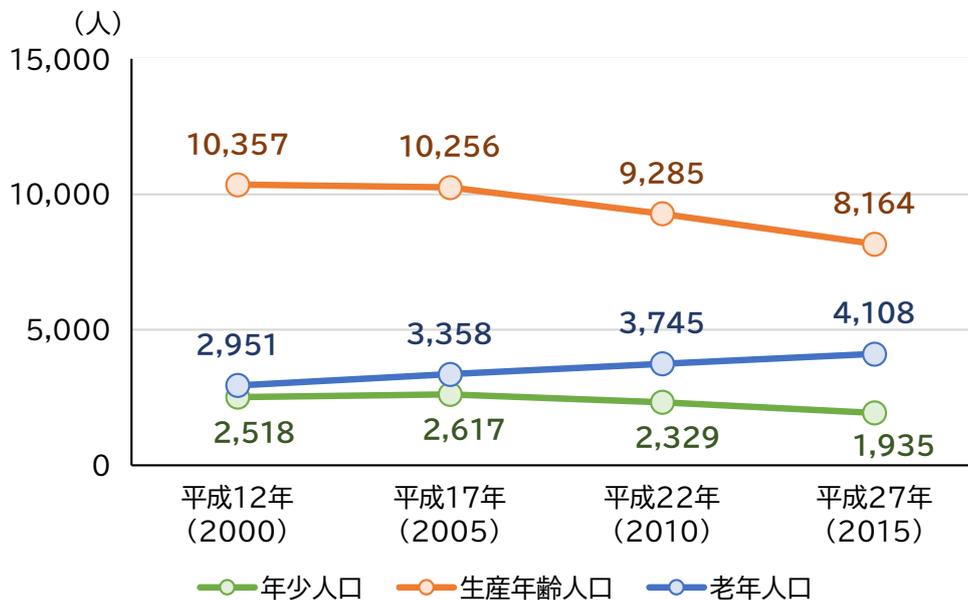
芦屋町の総人口は、平成 17 (2005) 年に一時増加したものの、その後減少に転じており、平成 27 (2015) 年は 14,208 人となっています。

また、年齢 3 区分別人口比では、平成 12 (2000) 年以降、老年人口比 (65 歳以上) が年少人口比 (0 ~ 14 歳) を上回っており、少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口の推移



■年齢 3 区分別人口比の推移

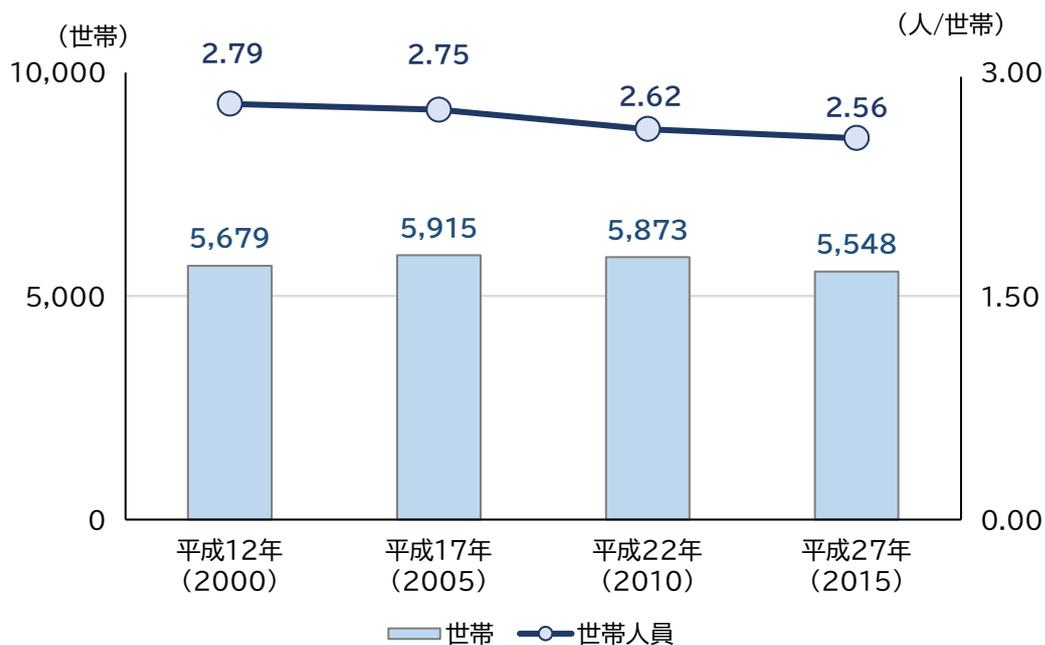


2 世帯

世帯数は、平成 17 (2005) 年までは増加傾向にあったものの、その後減少に転じており、平成 27 (2015) 年は 5,548 世帯となっています。

また、1 世帯当たりの人員は減少しており、平成 12 (2000) 年の 2.79 人から平成 27 (2015) 年では 2.56 人となっています。

■世帯数と 1 世帯あたり人員数の推移



資料: 国勢調査
1 世帯当たりの人員は総人口 ÷ 総世帯数で算出

3 財政

町の財政状況を判断する健全化判断比率[※]は、国が定める早期健全化基準[※]を下回っており、健全な状況にあります。また、町の財政を支えてきたモーターボート競走事業は好調を維持しており、一定の事業収入を得ています。

一方で、町の主要財源である普通交付税・町税の合計はほぼ横ばいの状態であり、不足する財源は基金の取崩しで対応している状況が続いています。このため、基金残高は平成27(2015)年度の約43億円に対し、令和元(2019)年度には約40億円まで減少しています。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率[※]は、平成27(2015)年度の94.3%から上昇傾向にあり、令和元(2019)年度には97.1%と高い水準となっています。

■健全化判断比率の推移

単位：%

| | | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----|----------------------|--------|----------|---------|--------|
| 実績 | 平成29年度 | — | — | 8.3 | — |
| | 平成30年度 | — | — | 6.6 | — |
| | 令和元年度 | — | — | 5.7 | — |
| 基準 | 早期健全化基準 [※] | 15.0 | 20.0 | 25.0 | 350.0 |
| | 財政再生基準 [※] | 20.0 | 30.0 | 35.0 | |

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合や将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示しています。

■健全化判断比率

実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含むすべての会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示します。

実質公債費比率

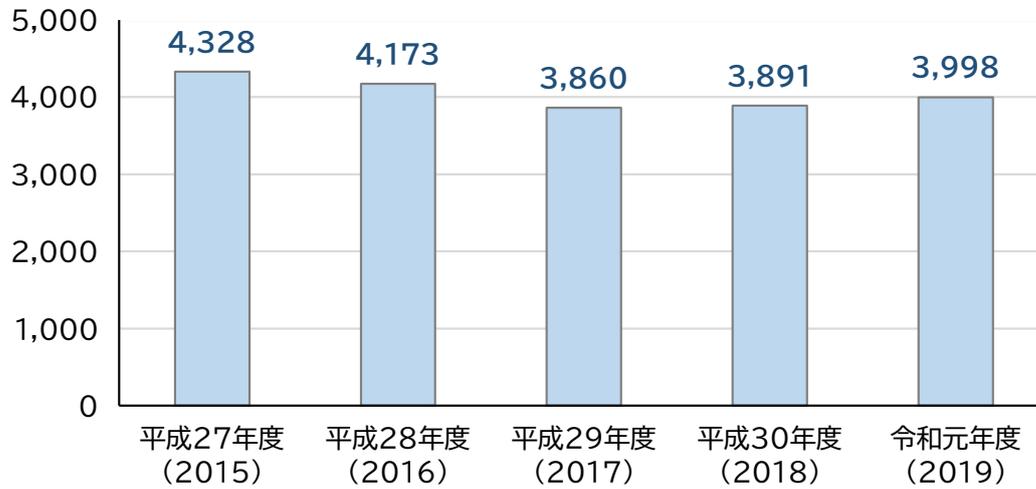
借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

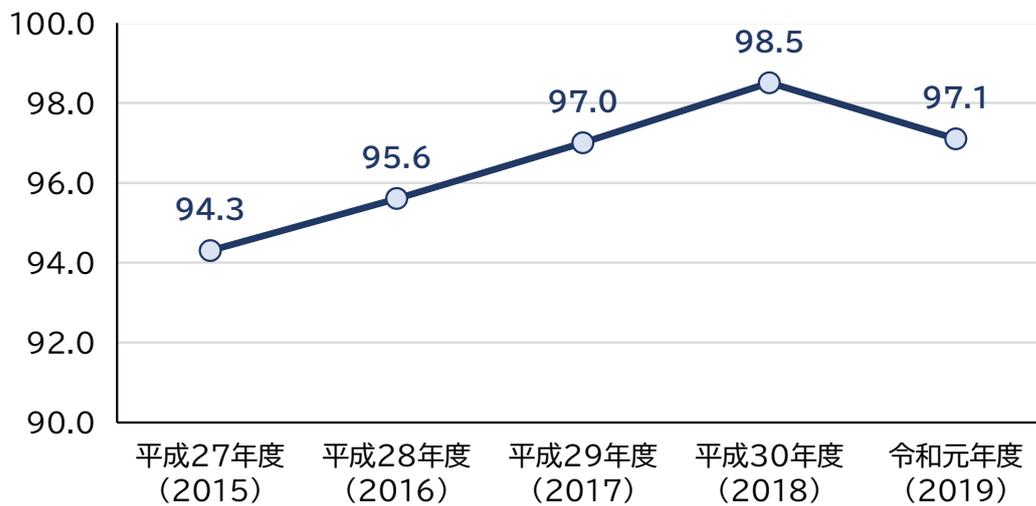
■ 芦屋町の基金残高

(百万円)



■ 芦屋町の経常収支比率

(%)



基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

計画の実現
に向けて

資料編



第3章 計画策定の背景と課題

1 社会状況の変化

近年わが国では、人口減少社会や少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、情報技術などの革新、地方創生の進展など社会情勢が激変しています。こうした動きは、時代の潮流として、今後ますます加速することが予測され、まちづくりにおけるさまざまな課題を提起しています。

1 安全・安心を求める意識の高まり

近年、集中豪雨や地震などの防災面、不審者や薬物などの防犯面、高齢者や子どもの交通事故、振り込め詐欺などの消費者問題や、新型コロナウイルス感染症といったグローバル化の進行がもたらす国際危機など、さまざまな面から安全・安心が求められています。

しかし、多様化する危機・危険に対して、行政機関だけでは対応できない部分が増えてきています。このため、地域コミュニティの重要性、必要性が再確認されていますが、住民同士のつながりやコミュニケーションが希薄化しており、これらの問題も含め、行政と地域との協働による取り組みが求められています。

2 人口減少や少子高齢化の進行

わが国の少子高齢化は、世界でも例を見ないほど急速に進行しています。全国の高齢化率（65歳以上人口割合）は、平成27（2015）年に26.6%であったものが、令和17（2035）年には32.8%になることが予測されており、さらに高齢化が進むことが見込まれています。

また、若年世代の人口減少とともに、都市部の転入超過・地方の転出超過などにより、長期的にはわが国の人口は特に地方を中心に急速な減少を続けていくことが考えられます。こうした人口の減少・人口構造の変化は、地域の活力低下につながります。

持続可能な地域づくりのためには、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することが重要です。このため「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少への対応が全国で進められています。

一方で、高齢化の進行は、年金や医療、高齢者介護などにも大きな影響を与えることから、高齢者の生きがいづくりや社会参加、介護予防を推進することが求められています。

3 環境問題の深刻化と循環型社会の構築

地球温暖化、海洋プラスチックごみ汚染など地球規模での環境問題が深刻化し、国際的にも意識が高まっています。

わが国においても、再生可能エネルギーの推進などにより、省資源・省エネルギー型のライフスタイルへと消費者自らの意識が転換しつつあります。後世に美しい環境を残していくためにも、今一度一人ひとりが意識改革を図り、自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。

また、循環型社会の構築や自然との共生をめざし、資源・エネルギーの節減と有効利用、廃棄物の減量に取り組んでいくことが求められています。

4 価値観やライフスタイルの多様化

人々の意識が「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化している中、便利な暮らしを求めた都市での生活から、地方や農山村での生活を選択する人が増えています。また、趣味や生涯学習、まちづくり活動への参加意欲の高まりなど、生活における個人の価値観は多様化しています。

働き方改革関連法の推進によるワークライフバランスの高まりなどに伴って、人々の生活スタイルも多様化しており、地域活動や行政運営をはじめ、さまざまな分野に影響を与えています。

また、高齢者や障がい者、性的少数者※、在留外国人など、幅広い住民の権利保障や社会参画が促進されており、性別や年齢、障がいなどの有無にかかわらず、住民の一人ひとりが活躍する社会の実現が求められています。今後は、人々の意識の変化や地方圏への関心・居住希望などの動きを捉え、地域の活性化につなげていくとともに、個人の価値観、ライフスタイルの変化への対応が求められています。

5 情報技術などの革新がもたらす未来社会

わが国は、社会的課題の先進国として、AI※、IoT※などの先端技術を活用し、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society 5.0※」の実現を目標に掲げています。

このため、AI・RPAが処理できる事務作業はすべてAI・RPA※によって自動処理するスマート自治体※へ転換することが求められています。

6 インフラ・空間に関する変化

人口増加期に集中的に整備してきたインフラが老朽化し、更新需要が高まっています。他方、負担を分かち合う住民が減少していくとともに、維持管理・更新のために必要な人材が減少していきます。

都市的土地利用※の面積は、人口減少に転じても増加傾向が継続することにより、都市の低密度化※・スポンジ化※が一層進行していくと予測されています。

2

アンケートからみる住民意識

総合振興計画の策定にあたり、令和元（2019）年10月から11月にかけて、芦屋町在住の20歳以上の住民を対象にコミュニティ活動状況調査を実施しました。

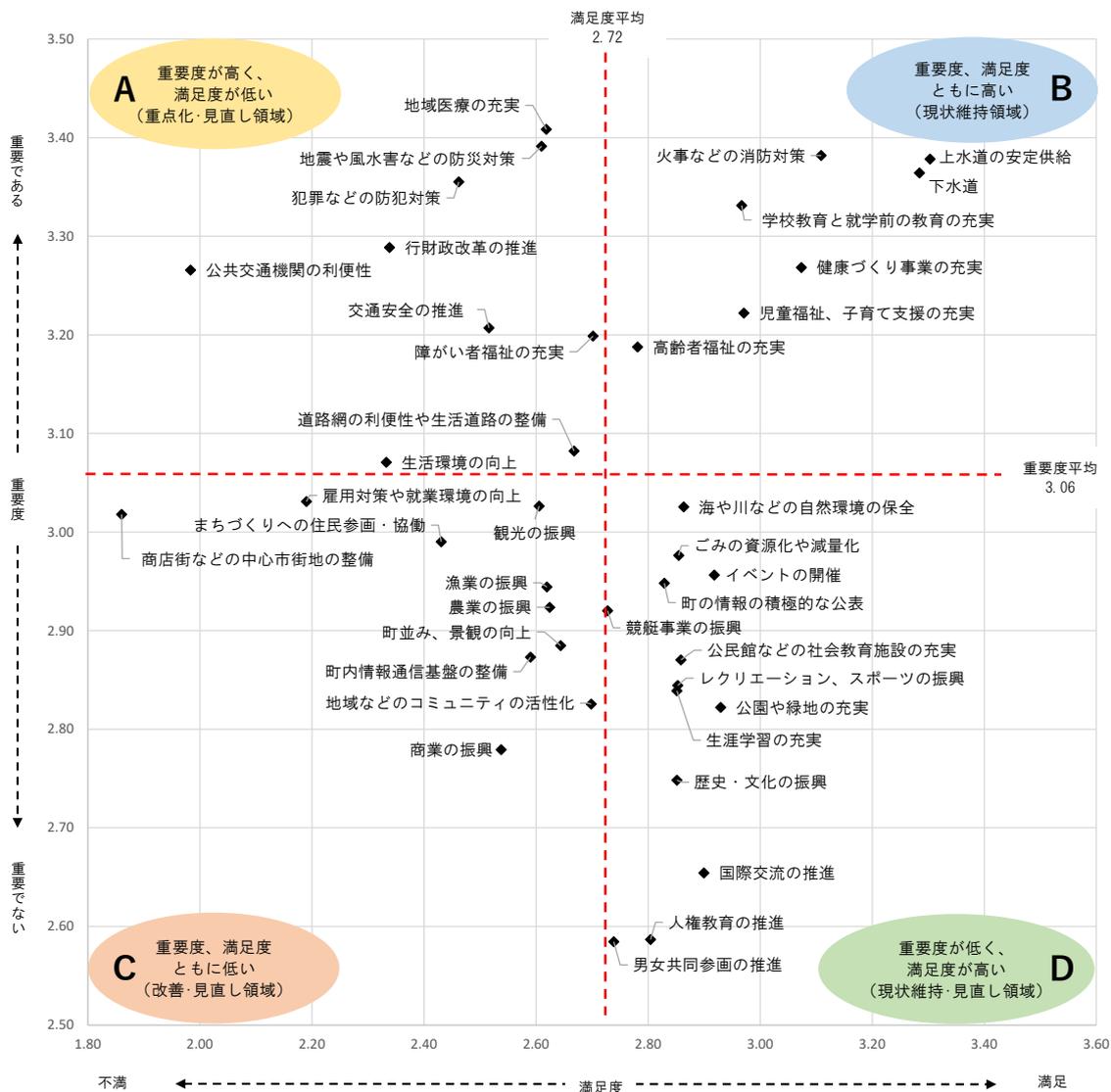
1 芦屋町の取り組みに対する満足度・重要度

満足度、重要度ともに高いものは「上水道」や「下水道」となっています。

「公共交通機関」は、満足度が低く重要度が高くなっているため、今後の施策での対応が急務であるといえます。

「地域医療」、「防災対策」、「防犯対策」、「行財政改革」などについては、重要度が高いものの、満足度が平均以下であり、対応が求められています。

■芦屋町の取り組みに対する満足度・重要度

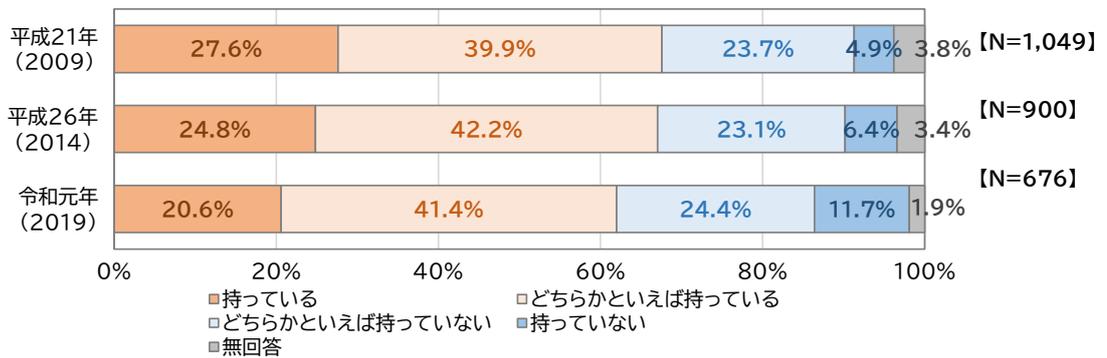


2 まちづくり

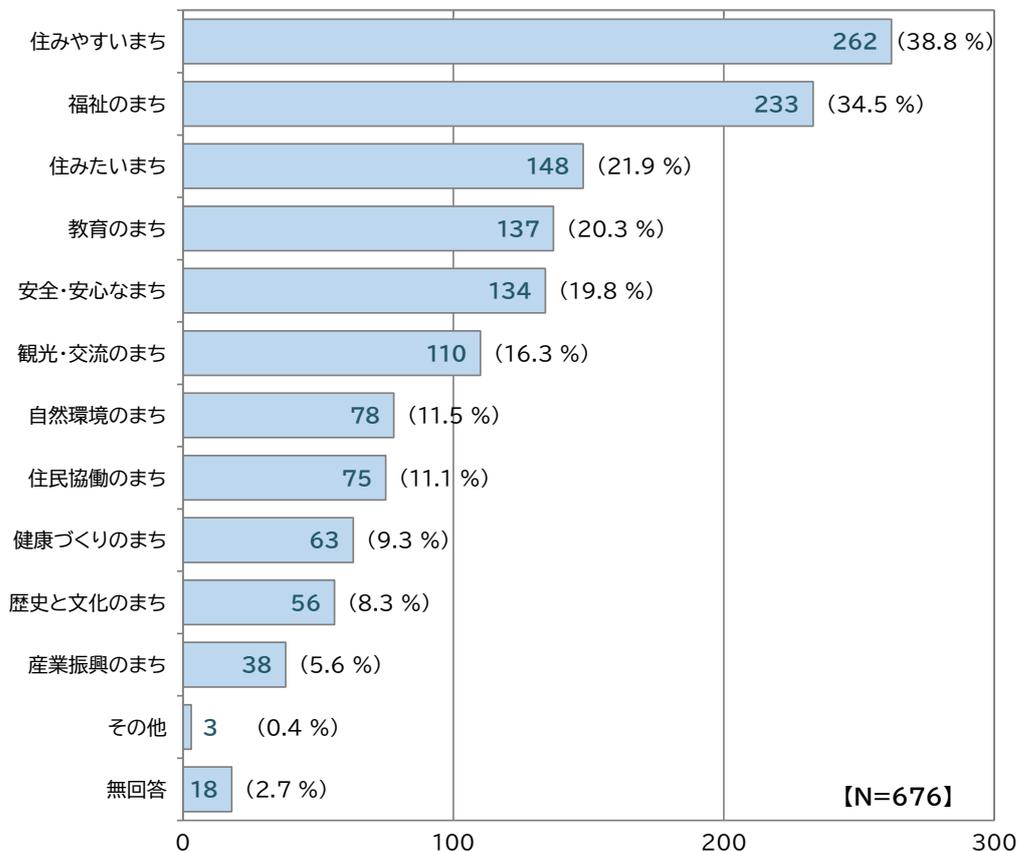
町の計画や取り組みに対する関心については、「どちらかといえば持っている」が41.4%、「持っている」が20.6%と、何らかの関心がある人が約6割となっています。10年前に比べて何らかの関心がある人は減少が続いており、10年間で5.5ポイント減少しています。

また、今後10年間のまちづくりで特に力を入れるべきことについては、「住みやすいまち」、「福祉のまち」が多くなっています。

■町の計画や取り組みについて関心を持っていますか



■芦屋町が今後10年間のまちづくりで、特に力を入れるべきことはどれですか (1人につき2つ回答)



※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。このため、合計値が100%にならない場合があります。

3

芦屋町のまちづくりの課題

1 協働のまちづくりの推進

人口減少や高齢化が進行する中でも、安心して暮らし続けることができる魅力的な地域づくりが必要ですが、少子高齢化の進行や社会経済の変化に伴い、さまざまな分野において担い手不足が進んでいます。このため、意欲ある住民と各種団体とのコーディネートや、産業を支える担い手・新規就業者への支援などに取り組み、担い手の確保と人材の育成を図ることが求められています。

今後のまちづくりは行政主導ではなく、住民と行政がまちづくりに関する情報を共有した上で、地域コミュニティに属する住民が、自身の持つ知識や知恵、感性などを十分に活かすことができる環境づくりが重要です。

このためには、住民一人ひとりの主体性を高め、地域の課題を地域の力で解決しようとする意識醸成を図るとともに、地域の活力の向上に向けて、住民による自発的・主体的な活動が展開されるよう、あらゆる分野における住民と行政による協働のまちづくりの推進が求められています。

2 安全・安心の確保

近年、全国的に多発する大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大などにより、人々の安全・安心への意識はますます高まっており、社会全体での取り組みが重要となっています。

高齢者や単身世帯の増加が進行する中、コミュニティ活動状況調査結果においても防犯・防災対策の充実が求められています。

このため、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯・防災対策や消防体制、交通安全対策の充実などに努める必要があります。

さらに、地域力を高めるため、日ごろからの絆づくりに加え、自主防災組織[※]の強化や防災訓練の支援など、住民が協力して地域の安全・安心に取り組む「共助」への支援が求められています。

3 子どもが健やかに育つまちづくりの推進

子どもが安心して成長でき、一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばしていくためには、家庭・学校・地域が連携して子どもの教育に取り組むとともに、ICT教育[※]など時代に即した学習機会・環境の提供など、学力向上に向けた継続的な取り組みが重要です。

また、子どもと親が安心して生活できる環境づくりに取り組むとともに、若年層の定住促進のため、芦屋町で子育てをすることにメリットを感じられるような、魅力ある子育て支援と教育の充実に取り組む必要があります。

さらに、近年増加している児童虐待への対応や予防に向けた取り組みを進め、すべての子どもの権利が最大限に尊重され、子どもたちが安心して幸せに生活できる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

4 健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進

高齢者の増加により、将来の医療や介護などについて多くの課題が懸念されています。このため、地域医療や介護基盤を整えるなど、予防医療の充実とともに、地域包括ケアシステム※を深化・推進していくことで、高齢者などさまざまな支援を必要とする住民一人ひとりに、適切なサービスなどを提供できる体制づくりが重要です。

また、障がい者の障がいの重度化・高齢化などに対応した支援体制を充実させるほか、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての住民が住み慣れた地域で安心していきいきと幸せに暮らせるまちづくりを進める必要があります。

5 地域経済の活性化の推進

産業従事者の高齢化や売上高の低迷、価格競争の激化などにより、地域産業を取り巻く環境は厳しい局面を迎えています。

このため、産業を支える担い手である後継者や新規就業者、創業希望者に支援を行うとともに、地域特産品のブランド化を推進し、高付加価値化による販売促進などを図る必要があります。

また、オンリーワンの地域資源である芦屋釜の活用や、隣接する芦屋海浜公園との一体的な空間形成による芦屋港の活性化など、芦屋町の魅力を活かした取り組みにより、産業振興や交流人口※の拡大を図り、地域経済の活性化につなげていく必要があります。

6 快適で利便性の高い生活環境づくりの推進

芦屋町は下水道事業をはじめ、道路や橋梁の整備といった生活環境の向上や、中央公園のリニューアルなど、さまざまな都市基盤の整備が進められてきましたが、年々増加する高齢者などの交通弱者の移動は長年の課題となっています。

このため、交通弱者への移動支援だけでなく、環境負荷の軽減を進めるためにも、公共交通機関の路線や便数を維持した上で、安定的な利用者の確保のため、幅広い層へ公共交通機関の利用機会を広げる取り組みが重要です。

また、環境の保全や循環型社会の形成を進め、芦屋町の恵まれた自然を維持することにより、住んでみたい、住み続けたいと思える生活環境の整備を図る必要があります。

7 心豊かな人が育つまちづくりの推進

住民一人ひとりが、心豊かで生きがいのある人生を送るためには、生涯をとおした学習活動によって、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を地域社会の中で活かせる環境づくりが必要です。

また、芦屋町は長い歴史の中で醸成された豊かな文化を有しており、その中でも他の市町村にない「芦屋釜」は貴重な資源です。芦屋釜復興の取り組みにより、長期間かけて培った芦屋釜の製作技術を、次世代に継承するための具体的方策が求められています。

さらに、基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、さまざまな人権問題における課題を踏まえ、総合的・有機的な内容や手法について工夫を行いながら「人権尊重のまちづくり」を推進していく必要があります。

8 健全で持続可能な行政運営の推進

将来にわたって健全な財政を維持し、持続可能な行政運営を行うため、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再配置[※]など計画的な事業の実施に努めるとともに、庁内におけるAI[※]・RPA[※]などを活用した業務の効率化に取り組む必要があります。

また、自主財源を確保するため、モーターボート競走事業の好調な売上を維持していくことが重要です。さらに、職員の資質向上を図るとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行するための組織運営に力を入れる必要があります。



第4章 まちづくりの基本方針

1 芦屋町の将来像

第5次総合振興計画では「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」をまちづくりの目標に掲げ、施策を推進してきました。今後もこれまでの施策を継承しながら、さらなるまちの発展と魅力を高め、住みたい、住み続けたいと感じるまちづくりが必要です。

芦屋町は、芦屋釜をはじめとした歴史・文化や、響灘に面した美しい海岸線といった豊かな自然などの地域資源を有しています。こうした魅力はまちの宝としてこれからも守り育て、未来につなげていくことが重要です。

また、社会状況の変化や住民ニーズの多様化を踏まえ、これからの芦屋町をつくっていく必要があります。そのためには、まちづくりの礎である「人」の育成・発掘に取り組み、「人づくり」を進めていくことが重要です。

以上のことから、芦屋町のめざす将来像を次のとおり定めます。

将来像



人を育み
未来につなぐ
あしやまち

2 将来人口

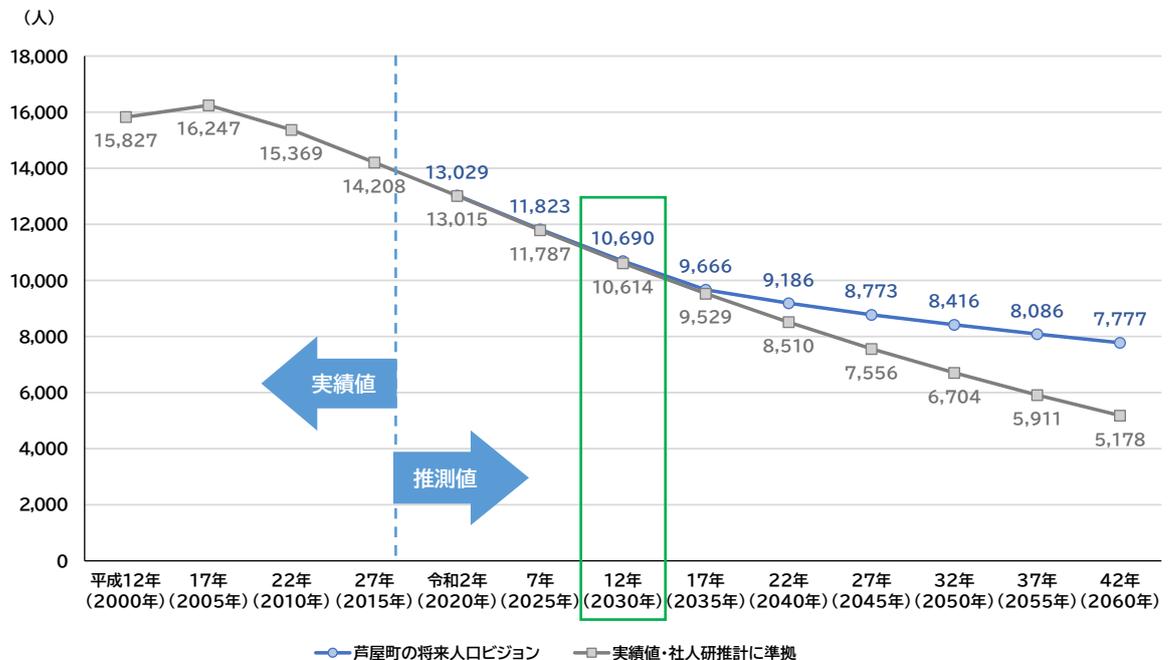
日本の総人口そのものが減少している中、多くの市町村において人口減少が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した芦屋町における将来人口推計では、令和12(2030)年に10,614人と平成27(2015)年の14,208人に比べ、3,594人の減少が予想されます。

第6次総合振興計画における将来人口については、「芦屋町人口ビジョン」に基づき、令和12(2030)年の目標人口を10,690人に設定します。

「芦屋町人口ビジョン」は、出生率の上昇に取り組むことで、令和12(2030)年の合計特殊出生率^{*}を1.80、令和22(2040)年に2.07を実現するとともに、令和22(2040)年をめどに人口の社会減^{*}を解消することで、令和42(2060)年に7,777人をめざしています。

令和12(2030)年の目標人口
10,690人

■ 芦屋町の将来人口の推計



資料：芦屋町人口ビジョン(令和2年度改訂版)

第5章 施策の大綱

1 住民とともに進めるまちづくり

1 人づくり

地域コミュニティ、福祉、産業などのあらゆる分野において、地域課題の解決に意欲を持って活動する人とともに持続可能なまちづくりを進めるため、町の将来の礎となる人財の発掘や育成に取り組みます。



住民ワークショップ

2 地域づくり

行政情報の積極的な公表など、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において行政と住民との協働のまちづくりに取り組みます。また、住民一人ひとりが地域課題に対する関心を高めるとともに、コミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯意識を深めます。さらに、自治区活動や各種団体活動への支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進めます。

2 安全で安心して暮らせるまち

1 安全・安心

すべての住民の生命や財産を守るため、地域における防災活動の支援、意識醸成など「自助」、「共助」を促進することをはじめ、雨水・排水対策やハザードマップ[※]の更新など防災・減災対策に取り組むとともに、消防体制の強化を図ります。また、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯意識の高揚や防犯活動の促進に努めるとともに、交通安全対策の充実など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。



出初式

3 子どもがのびのびと育つまち

1 子ども・子育て支援

「芦屋の子どもは、芦屋で育てる」の理念のもと、次世代を担う子どもたちが安心して幸せに生活できる環境づくりに取り組むとともに、保護者のニーズに応じた幼児教育・保育サービスの充実を図ります。また、子育て世代包括支援センター^{*}や学童クラブなどを中心とした育児・子育て支援の充実に取り組みます。



中学校体育大会

2 学校教育

まちの未来を担う子どもたちがたくましく、健やかに成長することができるよう、ICT教育^{*}の充実などによる学力の向上をはじめ、豊かな心・健やかな体の育成、シビックプライド^{*}の醸成などに取り組みます。また、学校施設の長寿命化^{*}計画に基づく維持管理を計画的に行い、安心して学習することができる教育環境づくりを進めるとともに、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、学校の再編について検討します。

4 いきいきと暮らせる笑顔のまち

1 社会福祉

高齢者や障がい者など、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながらいきいきと生活できる地域共生社会の実現をめざし、自立や社会参加を促進するための福祉ボランティアの育成や住民相互の助け合いなど、住民が主体的に福祉活動に取り組める仕組みづくりを行うとともに、福祉施設や在宅福祉サービス^{*}の整備を図ります。また、生活困窮者への支援や自殺対策などの取り組みを推進します。



高齢者や障がい者世帯に届けるお弁当作り(住民ボランティア団体)

2 健康づくり

住民一人ひとりの健康の保持・増進を図るため、乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診や健康教室をはじめ、個別訪問や保健指導の充実に努め、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。また、健康相談や予防接種による疾病予防、特定健康診査^{*}・特定保健指導^{*}を促進し、国民健康保険事業の安定化や医療費の削減などを行うとともに、地方独立行政法人芦屋中央病院を核として、関係機関と連携した地域医療体制の充実に努めます。

5 活力ある産業を育むまち

1 農業

農地の有効利用と農業基盤の整備を図るとともに、農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援に取り組み、農業の振興を図ります。また、地域における農業の将来ビジョンを明確にするるとともに、中心経営体[※]への農地集約化に関する将来指針を作成することで、地域農業経営の安定化を図ります。

2 水産業

つくり育てる漁業の推進、海産物のブランド化などにより地産地消や漁業経営の安定化を図ります。また、漁業施設の整備や柏原漁港の維持管理・更新などにより、漁港施設の機能向上や活力ある漁港づくりに取り組みます。



柏原漁港

3 商工業

商工会と連携を図りながら商工業の活性化に努めます。また、町内における創業の支援や芦屋産品のブランド化などの取り組みを進め、暮らしの利便性の向上や雇用の確保を図ります。

4 観光

美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源に関する情報発信を行いながら、観光資源を活かす公園などの整備に取り組みます。

関係機関・団体などと連携し、住民が参画するイベントや活動を創出するとともに、歴史あるあしや花火大会など、従来から実施しているイベントの充実や支援により交流人口[※]の増加を図ります。



あしや砂像展

さらに、福岡県が管理する地方港湾芦屋港を観光レジャーの要素を持つ港として有効活用し、芦屋町の海の魅力を活かした地方創生・観光まちづくりを推進する拠点となるよう「芦屋港のレジャー港化」に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

6 環境にやさしく、快適なまち

1 生活環境

住民の環境美化意識の高揚や省エネルギーの推進、ごみの資源化・減量化など適切なごみ処理を進め、地球温暖化防止と循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。



海岸清掃(ラブアース・クリーンアップ)

2 公園・緑地

緑地の保全・育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図ります。また、訪れる人々の憩いの場や遊び場などとしての機能が持続するよう、公園の整備や良好な環境の維持管理に努めます。

3 土地利用・住宅

「遠賀広域都市計画用途地域[※]」や「芦屋町農業振興地域整備計画」について、芦屋町の地域特性に応じた見直しを検討します。また、定住奨励施策による定住促進や空地・空家対策による町内の土地の有効活用を図るとともに、町営住宅の長寿命化[※]や管理戸数の適正化を図ります。

4 道路・交通

老朽化した生活道路や橋梁の長寿命化[※]を図り、道路施設の整備促進に計画的に取り組みます。また、近隣市町や関係機関との連携によりバス交通の運行確保に努め、利便性の確保や公共交通網の維持をめざします。



芦屋タウンバス

5 上水道・下水道

公共下水道施設の適正な管理や計画的な改築更新・長寿命化[※]を行い、公共下水道の効率的な管理運営に取り組みます。また、適正な受益者負担のもと、下水道事業経営の安定化を図るとともに、事業の持続性確保や効率化のため、下水道事業の広域化・共同化も含め検討します。

7 心豊かな人が育つまち

1 生涯学習

生涯学習には学ぶことを通じて人とつながり、一緒になってまちづくりや地域活性化に貢献することが期待されています。そのため、住民が興味・関心や生活課題・地域課題などについていつでも、どこでも学んだ成果を活かすことができる環境づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成や住民の生きがいづくりなどに取り組みます。

人生 100 年時代において、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようスポーツやレクリエーション活動の充実や支援に取り組みます。



総合体育館

2 人権

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への啓発を進めるとともに、すべての住民が性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、その意識づくりや環境整備に取り組みます。

3 歴史・文化

貴重な文化財・伝統文化を次代に継承するため、文化財の保護や伝統文化を担う後継者の育成に努めるとともに、芦屋町にしかないオンリーワンの地域資源「芦屋釜」を活かし、地域振興に取り組みます。また、芦屋釜の復興のため、鋳物師の支援に取り組みます。さらに、ギャラリーをはじめとする文化活動拠点の活用によって、住民の文化・芸術活動の振興を図ります。



芦屋釜鋳込み

4 国際交流

国際感覚豊かな人材を育成するため、海外ホームステイ事業をはじめ、国際交流活動を担う団体への支援に取り組みます。

計画の実現に向けて

限られた財源の中で効果的な財政運営を進めるため、行政事務や財政運営の効率化、芦屋町の財政に大きく寄与してきたモーターボート競走事業の売上向上など自主財源の確保を図ります。また、組織機構の見直しや研修等を通じた職員の資質向上、広域行政の促進など効果的・効率的な行政運営を進めます。

さらに、施策に基づく個々の実施計画の進捗状況や効果について評価を行い、進行管理を進めます。

第6次芦屋町総合振興計画の体系



主な取り組み（主要施策）

1 人財育成・発掘

1 住民との協働 2 地域コミュニティの推進 3 ボランティア活動の支援

1 防災対策の充実 2 消防の充実 3 防犯対策 4 交通安全対策

1 子ども・子育て支援の充実 2 幼児教育・保育

1 学力の向上 2 豊かな心・健やかな体の育成 3 学校施設・教育環境の充実

1 地域福祉の推進 2 高齢者福祉の充実 3 障がい者福祉の充実

1 健康づくりの推進 2 国民健康保険事業 3 地域医療の充実

1 担い手の育成支援 2 農地の有効利用と農業基盤整備

1 漁業経営の安定化 2 漁港基盤の整備

1 商工業の振興

1 観光資源の整備と活用 2 地域資源を活かした観光の推進 3 芦屋港の活性化の推進

1 環境の保全と美化 2 循環型社会の推進

1 身近な公園の充実 2 緑地の保全と育成

1 地域特性を活かした土地利用 2 良好な住宅の形成 3 移住・定住施策の推進

1 道路の整備促進 2 公共交通機関の充実

1 公共下水道の管理運営

1 社会教育の推進 2 生涯スポーツの充実

1 人権の尊重 2 男女共同参画の推進

1 文化財の保護と活用 2 芦屋釜の振興 3 文化・芸術活動の充実

1 国際交流の推進

実施計画

業の売上向上を図ります

3 職員の育成や資質向上を図ります

SDGs(持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすため、国連サミットで採択された世界共通の 17 の目標です。

芦屋町では、第 6 次総合振興計画の各施策分野に SDGs の目指す 17 の目標を連動させ、総合振興計画・SDGs を一体的に推進し、芦屋町の将来像の実現とともに、持続可能な地域づくりをめざしていきます。

| | | | |
|--|--|---|---|
|  <p>1 貧困をなくそう</p> | <p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> |  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> | <p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> |
|  <p>2 飢餓をゼロに</p> | <p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安定保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> |  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> | <p>11. 住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> |  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> | <p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> |  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | <p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> |
|  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> | <p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメントを行う。</p> |  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> | <p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。</p> |
|  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> | <p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> |  <p>15 陸の豊かさを守ろう</p> | <p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する。</p> |
|  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | <p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> |  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | <p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。</p> |
|  <p>8 働きがいも経済成長も</p> | <p>8. 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。</p> |  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> | <p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> |
|  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る。</p> |  <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて世界が定めた「持続可能な開発目標」です。</p> | |



第1章 住民とともに進めるまちづくり

第2章 安全で安心して暮らせるまち

第3章 子どもがのびのびと育つまち

第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

第5章 活力ある産業を育むまち

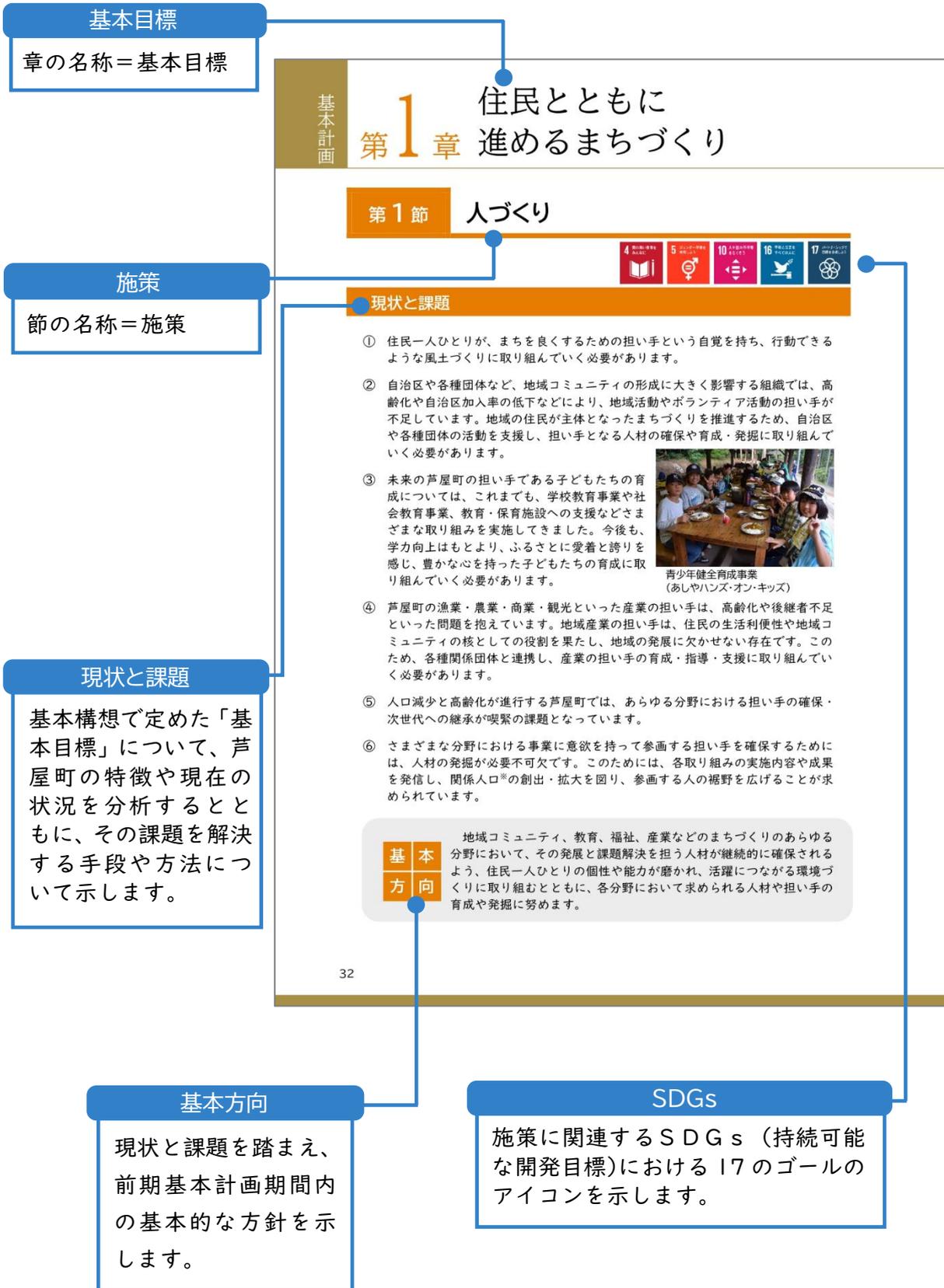
第6章 環境にやさしく、快適なまち

第7章 心豊かな人が育つまち

計画の実現に向けて

芦屋町におけるSDGs一覧表

基本計画は、基本構想の「施策の大綱」に基づき章立てを行って整理しています。



主要施策

1 人材育成・発掘

- ① まちづくりのさまざまな分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保するため、関係団体や関係機関などと連携し、取り組み内容や成果などの情報発信に努めます。
- ② まちづくりに関心や意欲のある住民に対し、相談や学習機会の提供などにより能力開発を支援するとともに、取り組む人同士のネットワークづくりを進めます。
- ③ 各政策分野の施策との連携を図りながら、若者や高齢者、障がい者、外国人を含む住民一人ひとりの能力が、性別にとらわれずに活かされ、活躍できる環境づくりを推進します。
- ④ 地域住民や関係者とともに課題解決や活性化などに取り組むため、関係人口[※]の創出・拡大を図ります。



人材育成研修

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|----------------|-------|-----|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 人材育成事業補助金の申請件数 | 令和元年度 | 0件 | 3件(累計) |
| | 人材育成講座等の数 | 令和元年度 | 2講座 | 5講座 |

基本
構想

基本
計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

計画の
進捗
状況

資料
編

主要施策

基本方向に基づく主な取り組みについて、その内容を具体的に示します。

数値目標

具体的な施策での取り組みの達成度合いを「指標」として設定し、令和7年度における目標値を示しています。

第1章 住民とともに進めるまちづくり

第1節 人づくり



現状と課題

- ① 住民一人ひとりが、まちを良くするための担い手という自覚を持ち、行動できるような風土づくりに取り組んでいく必要があります。
- ② 自治区や各種団体など、地域コミュニティの形成に大きく影響する組織では、高齢化や自治区加入率の低下などにより、地域活動やボランティア活動の担い手が不足しています。地域の住民が主体となったまちづくりを推進するため、自治区や各種団体の活動を支援し、担い手となる人材の確保や育成・発掘に取り組んでいく必要があります。
- ③ 未来の芦屋町の担い手である子どもたちの育成については、これまでも、学校教育事業や社会教育事業、教育・保育施設への支援などさまざまな取り組みを実施してきました。今後も、学力向上はもとより、ふるさとに愛着と誇りを感じ、豊かな心を持った子どもたちの育成に取り組んでいく必要があります。
- ④ 芦屋町の漁業・農業・商業・観光といった産業の担い手は、高齢化や後継者不足といった問題を抱えています。地域産業の担い手は、住民の生活利便性や地域コミュニティの核としての役割を果たし、地域の発展に欠かせない存在です。このため、各種関係団体と連携し、産業の担い手の育成・指導・支援に取り組んでいく必要があります。
- ⑤ 人口減少と高齢化が進行する芦屋町では、あらゆる分野における担い手の確保・次世代への継承が喫緊の課題となっています。
- ⑥ さまざまな分野における事業に意欲を持って参画する担い手を確保するためには、人材の発掘が必要不可欠です。このためには、各取り組みの実施内容や成果を発信し、関係人口[※]の創出・拡大を図り、参画する人の裾野を広げることが求められています。



青少年健全育成事業
(あしやハンズ・オン・キッズ)

基 本 方 向

地域コミュニティ、教育、福祉、産業などのまちづくりのあらゆる分野において、その発展と課題解決を担う人材が継続的に確保されるよう、住民一人ひとりの個性や能力が磨かれ、活躍につながる環境づくりに取り組むとともに、各分野において求められる人材や担い手の育成や発掘に努めます。

主要施策

1 人材育成・発掘

- ① まちづくりのさまざまな分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保するため、関係団体や関係機関などと連携し、取り組み内容や成果などの情報発信に努めます。
- ② まちづくりに関心や意欲のある住民に対し、相談や学習機会の提供などにより能力開発を支援するとともに、取り組む人同士のネットワークづくりなどを進めます。
- ③ 各政策分野の施策との連携を図りながら、若者や高齢者、障がい者、外国人を含む住民一人ひとりの能力が、性別にとらわれずに活かされ、活躍できる環境づくりを推進します。
- ④ 地域住民や関係者とともに課題解決や活性化などに取り組むため、関係人口^{*}の創出・拡大を図ります。



人材育成研修

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--------------------|-------|-----|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 人材育成事業補助金の申請 件数 | 令和元年度 | 0件 | 3件(累計) |
| | 人材育成講座等の数 | 令和元年度 | 2講座 | 5講座 |

第2節

地域づくり



現状と課題

- ① これまで「協働のまちづくり」をテーマにさまざまな取り組みを進めてきましたが、今後も、住民と行政がお互いの役割を分担し、あらゆる分野において連携と協力する必要があります。
- ② 芦屋町においては、「住民参画まちづくり条例」や住民参画推進会議の設置により、協働のまちづくりを推進するための基本的なルールと仕組みは整っています。
- ③ 今後、人口減少や少子高齢化が進行していく中で、住民・議会・行政が今まで以上に自らの役割と責務を自覚し、その役割を果たすことが重要です。このためには、まず、職員自らが住民参画に対する正しい理解を深める必要があります。
- ④ 住民との協働を進めるうえで重要な情報発信・情報共有の手段として、広報あしや、ホームページ、SNS、町長への手紙、出前講座*など広報・広聴事業などに取り組んでいます。
- ⑤ 地域コミュニティの核となる自治区については、これまで加入促進に努めてきましたが、高齢化による自然減*の影響もあり、加入率は低下傾向にあります。また、各自治区の役員の担い手が不足している状況です。
- ⑥ 自治区と職員との交流や自治区活動支援を目的として、自治区担当職員制度を設け、実施してきました。今後もこの制度を通じて、行政と地域の連携を強めていく必要があります。
- ⑦ 協働のまちづくりの積極的な展開を図っていくため自治区活性化促進会議を設置し、行政と住民とが連携したまちづくりの推進に向けた取り組みを行っています。また、各自治区では自治区活性化交付金を活用した事業をとおして地域コミュニティの醸成に努めています。
- ⑧ ボランティア活動センターでは、活動団体の支援やボランティアを求める人とやりたい人を結びつけるコーディネート機能や、まちづくりを支える人材の育成・発掘に努めています。



自治区と職員との交流
(自治区担当職員制度)

基 本 方 向

情報の積極的な公表と町職員の意識改革に努め、ボランティア活動の支援などを通じ、あらゆる分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくるため、自治区担当職員制度による支援などにより、自治区の活性化に取り組みます。

主要施策

1 住民との協働

- ① 行政と住民による協働のまちづくりを推進するため、情報のわかりやすい提供とともに情報共有を積極的に行います。
- ② 「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、町職員の意識改革に努め、あらゆる分野で住民の参画を行います。

2 地域コミュニティの推進

- ① 自治区の活性化や加入率の向上のため、自治区活性化促進会議の活用とともに効果的な施策を検討・実施し、自治区活動を支援します。
- ② 暮らしやすい地域づくりの実現のため、出前町長室や出前講座*などにより自治区や住民と情報共有を行うとともに、区長会と連携し、地域の課題の解決に取り組みます。
- ③ 町職員が地域の活動に参加し、住民による自主的な地域づくりの支援と住民との情報交換のため、自治区担当職員制度の推進に取り組みます。
- ④ 老人クラブなど地域で活動する住民主体の各種団体の活動を支援します。

3 ボランティア活動の支援

- ① ボランティア活動センターを中心に、まちづくりを支える人材の育成や発掘を行います。
- ② 社会福祉協議会などと連携し、ボランティア団体やボランティアが効果的に活動できるよう情報提供やコーディネートなどの支援を行います。

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|---|-------|--------|------------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「まちづくりへの住民参画・ 協働」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 45.2% | 46.2% |
| 2 | 自治区加入率 | 令和元年度 | 56.7% | 57.3% |
| | 出前講座*の実施講座数 | 令和元年度 | 21回 | 24回 (5年平均) |
| 3 | ボランティア登録団体数 | 令和元年度 | 47団体 | 52団体 |
| | ボランティア活動センターに おける相談件数 | 令和元年度 | 1,257件 | 1,650件 (5年平均) |

第2章 安全で安心して暮らせるまち

第1節 安全・安心



現状と課題

- ① 防災対策については、あらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとする「減災」という考え方が重要です。
- ② 地域のきめ細かな防災体制づくりとして自治区を軸とした自主防災組織^{*}の設置を進め、現在 26 区で組織化されています。今後は、自主防災組織を全自治区に設置し、自主防災組織を中心とした、地域に根ざした防災体制の強化を図り、地域で協力し合う「共助」の取り組みを推進することが課題となっています。
- ③ 防災については、防災資機材などの整備・拡充に努めてきましたが、今後も引き続き推進していく必要があります。また、マイタイムライン^{*}やハザードマップ^{*}の周知などを通じ、防災意識や災害時の適切な避難行動などの啓発を図ることが重要です。
- ④ 自力で避難することが困難な高齢者などの情報を事前に把握し、平常時から地域住民の見守りや関係構築を図り、災害時に円滑な避難支援ができるようにする必要があります。
- ⑤ 空家対策として、老朽危険家屋等解体補助金などを活用し、所有者に対して除却などを含めた適正管理を促してきました。しかし、今後も空家などの増加が見込まれることから、継続して取り組む必要があります。
- ⑥ 急傾斜地対策として、梅林公園周辺急傾斜地改修事業や花美坂法面整備事業などといった安全対策を実施してきました。引き続き地域住民や道路利用者の安全を確保する取り組みを推進する必要があります。
- ⑦ 消防については、消防団員の定数確保と団員の入れ替わりに伴う訓練などによる資質の向上が課題となっています。また、円滑な消防活動を実施するため、消防車両の整備を図っていく必要があります。
- ⑧ 防犯対策として、芦屋町自治防犯組合と折尾警察署が協働で夜間パトロールを実施しています。また青色回転灯装備車（青パト）^{*}により毎週、小学校の登下校時間帯にパトロールを実施しています。
- ⑨ 犯罪抑止や事件・事故の早期解決を目的として、防犯カメラの設置を行ってきました。今後も防犯環境の整備を進めていくとともに、防犯意識の高揚を図る必要があります。
- ⑩ 消費者相談は、年々増加傾向にあるとともに複雑化しています。このため、今後もよりきめ細かな支援を推進していくことが重要です。
- ⑪ 交通事故件数は遠賀郡内と比べ少ない傾向にありますが、今後も交通安全の啓発活動や通学路の安全対策などに取り組む必要があります。

**基本
方向**

災害などから住民の生命や財産を守るため、自主防災組織[※]の充実・強化や消防力の向上に取り組むとともに、犯罪や悪徳商法などの被害防止、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

主要施策

1 防災対策の充実

- ① 「芦屋町地域防災計画」について、定期的に見直しを行います。
- ② 災害に備え、地域住民で助け合う自主防災組織[※]の充実・強化を図り、計画的に防災訓練を実施します。
- ③ 災害時の緊急情報を適時適切に行うため、戸別受信機[※]を全戸に設置するとともに、災害発生時の対策として、防災資機材、備蓄品などの整備に取り組みます。
- ④ 急傾斜地、河川、海岸などの危険箇所の把握や「芦屋町地域強靱化計画[※]」に基づき、国・県など関係機関との協力を得ながら、計画的な安全対策を推進します。
- ⑤ 「防災の日」や「全国火災予防運動」などの機会を利用した住民の意識啓発とともに、ハザードマップ[※]の周知などを通じて、防災知識の普及に取り組みます。
- ⑥ 航空自衛隊芦屋基地とは、引き続き防災活動、災害時の避難支援、受け入れなどの連携を強化します。
- ⑦ 平常時から地域での見守りや関係づくりが進むよう、避難行動要支援者名簿の登録を進めるとともに、災害時等には必要な避難支援が行われるよう地域へ働きかけを行っていきます。
- ⑧ 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、芦屋町空家・空地バンク[※]の運用等による空家などの活用や各種補助制度の利用推進、特定空家[※]の除却を進め、空家などの適正管理を行います。



地震津波避難訓練

2 消防の充実

- ① 消防力向上のため、消防団員の確保に努めるとともに、後方支援の役割を担う女性防火・防災クラブの取り組みを支援します。
- ② 福岡県消防学校への入校や訓練内容の充実により、消防団員の資質の向上に取り組みます。
- ③ 消防設備・備品の充足・整備を行います。



消防団訓練

3 防犯対策

- ① 広報紙や町ホームページを通じた啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識の高揚に取り組みます。
- ② 防犯パトロールや、登下校時の青色回転灯装備車（青パト）※によるパトロールの強化など、自治防犯組合や各種団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を行います。
- ③ 芦屋町防犯カメラ設置補助金制度の推進により、防犯環境の整備を進め、犯罪の抑止力向上に取り組みます。
- ④ 消費者保護を図るため、情報提供や啓発、出前講座※の活用などによる消費者教室を実施するとともに、被害の多い高齢者などのため、地域や福祉ボランティアなどとの連携によるきめ細かな支援に取り組みます。
- ⑤ 専属の消費者相談員の配置により、相談がしやすい環境を維持します。

4 交通安全対策

- ① 警察や交通安全協会と連携し、交通安全運動の実施や広報活動などによる啓発に取り組みます。
- ② 地域、学校での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実に取り組みます。
- ③ 通学路における児童・生徒の安全対策を行うとともに、学校や自治区、青少年健全育成町民会議などと連携し、通学時の防犯・交通安全対策を実施します。



交通安全教室

- ④ 高齢者による交通事故を防ぐため、高齢者運転免許証返納者支援事業を促進します。

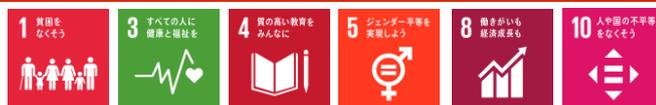
数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--|-------|-------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「地震や風水害などの防災対策」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 56.0% | 61.0% |
| | 避難行動要支援者名簿の 新規対象者の同意書回収率 | 令和元年度 | 39.5% | 50.0% |
| 2 | 【コミュニティ活動状況調査】 「火事などの消防対策」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 81.7% | 86.7% |
| 3 | 町内での街頭犯罪発生件数 | 令和元年度 | 17件 | 12件 |
| 4 | 町内での交通事故(人身事故) 発生件数 | 令和元年度 | 41件 | 30件 |
| | 通学時における交通事故件数 | 令和元年度 | 0件 | 0件 |

第3章 子どもがのびのびと育つまち

第1節

子ども・子育て支援



現状と課題

- ① 「子ども一人ひとりが輝き 親も地域も子育てするまち」をめざして、令和2(2020)年3月に「第2期芦屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は、この計画に基づいて、子ども自身や子育て世帯が安心して暮らせるよう、また、地域全体が一緒になって子育てを支えていける環境づくりに努める必要があります。
-
- 幼稚園のお祭り
- ② 平成29(2017)年3月に開設した子育て世代包括支援センター^{*}では、保健師により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を実施しています。
 - ③ 子育て支援センター「たんぽぽ」では、指定管理者制度^{*}により、民間事業者のノウハウを活かした未就学児の子育て支援、利用者に寄り添う相談支援が行われています。
 - ④ 共働き世帯の増加や就労形態の多様化、女性の社会進出への機運の高まりなどにより、教育・保育のニーズは高まっており、安心して子どもを預けて働くことができる環境づくりが求められています。
 - ⑤ 子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、芦屋町では医療費や通学費の助成などを行っています。
 - ⑥ 近年、児童相談所や町に寄せられる虐待通報は増加傾向にあり、児童虐待への対応や予防に向けた取り組みが求められています。

- ⑦ 障がいのある子どもやひとり親家庭の子どもが、障がいの有無や家庭環境に左右されずに、子どもの権利が尊重されて生活できるよう、支援を強化する必要があります。
- ⑧ 芦屋町の特別支援教育(すくすく発達相談事業、巡回相談事業など)については、福岡県内でも高い水準となっています。今後も幼児期からの支援とともに、家庭や地域も含めた町全体で取り組んでいく必要があります。
- ⑨ 保育の質の向上や経費削減などのため、緑ヶ丘保育所は、令和元(2019)年度に指定管理者へ施設を譲渡し、完全民営化しました。山鹿保育所についても令和5(2023)年度に完全民営化を予定しています。



山鹿保育所



幼稚園の野外活動

**基 本
方 向**

子育て世代包括支援センター※を拠点とした子育て世代への支援や、各種補助制度による子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、幼児教育・保育環境の充実をはじめ、特別な支援が必要な子どもへの適切な支援を行うなど、子育て世帯が暮らしやすいまちをめざします。

主要施策

1 子ども・子育て支援の充実

- ① 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策の推進・充実に取り組みます。
- ② 子育て世代包括支援センター※において、子育てに関する相談業務のワンストップ化※を推進し、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を行います。
- ③ 子育て支援センター「たんぽぽ」において、各種事業との連携や効果的な情報発信、子育て家庭への支援を充実させ、安心して子育てが出来る環境をつくりまします。
- ④ 小学生を対象とした放課後児童クラブについて、利用者ニーズに対応したサービスの提供を行います。
- ⑤ 町単独の子ども医療制度や小・中・高校生などへの通学費補助制度などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ⑥ 新たに定住する子育て世帯に対し民間賃貸住宅家賃補助制度による経済的負担の軽減を図り、人口増や活力あるまちづくりを推進します。
- ⑦ 子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の補助などについて検討します。
- ⑧ 子ども家庭総合支援拠点※の整備推進などにより、児童虐待への対応を強化します。
- ⑨ 障がいのある幼児、児童・生徒へ適切な指導や必要な支援を行います。
- ⑩ 保育所（園）・幼稚園・認定こども園※・小学校・中学校や町の関係各課などが連携し、幼児期からの特別支援教育に取り組みます。



子育て支援センター「たんぽぽ」



放課後等デイサービス
「芦屋すてっぶくらぶ」

2 幼児教育・保育

- ① 必要な人が教育・保育施設を利用できるよう保育所・幼稚園・認定こども園※などの利用定員を確保します。
- ② 保育所の民営化の推進や保育所（園）・幼稚園・認定こども園※の施設の充実により、教育・保育の充実に取り組みます。

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--|----------------------|--------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「児童福祉、子育て支援の充実」 に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 74.0% | 79.0% |
| | 合計特殊出生率※ | 平成25～29年度 までの5年平均 | 1.77 | 1.85 |
| | 子育て支援センター 年間利用者数 | 令和元年度 | 7,461人 | 9,000人 |
| 2 | 待機児童数 | 令和元年度 | 0人 | 0人 |

第2節

学校教育



現状と課題

- ① 価値ある夢・希望・志を持ち、地域社会と関わりながらよりよい人生を送る子どもの育成をめざし、「芦屋町教育大綱」に基づき、各種施策を展開しています。
- ② 芦屋町の学校教育における学力の向上については、小学4年生までの35人学級や少人数学習、ジョイントカリキュラム※による小中連携、中学校の特別授業（イブニングスタディ）などに取り組んでいます。
- ③ ICT環境については、福岡県内でもトップクラスの整備を進めていますが、国が進める「GIGAスクール構想※の実現」に向け、さらなる学習環境の整備などに取り組んでいくことが重要です。
- ④ スクールソーシャルワーカー※や不登校対策指導員を配置し、不登校児童・生徒への支援を行っています。
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携して、豊かな心の醸成、体力づくり、シビックプライド※の醸成などに取り組んでいます。
- ⑥ 学校施設については、空調整備が完了し、今後は「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づく計画的な改修を進めていく必要があります。
- ⑦ 小中学校の図書室については、図書管理システムや図書司書の勤務日数の増などを行ってきましたが、児童・生徒のニーズを踏まえた蔵書の充実などが求められています。



タブレットを使った授業

基 本 方 向

将来を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心を身に付けることができるよう、小中一貫教育やタブレットなどを活用したICT教育※に取り組めます。また、教育環境の充実のため、学校施設の計画的な改修や整備を進めます。

主要施策

1 学力の向上

- ① 小学校4年生までの35人学級や、中学校3年生を対象とした放課後の特別授業（イブニングスタディ）を実施し、きめ細かな学習指導を行います。
- ② 小中学校9年間にわたり、計画的、継続的な教育指導を展開するため、小中一貫教育を行います。
- ③ 「生きた英語」を学ぶことができるよう、ALT※の配置・活用による英語教育の充実に取り組みます。
- ④ 児童・生徒の現状を把握するため、学力テストの分析結果に基づき、適切な指導を行います。
- ⑤ 授業の研究・発表や小中授業交流会をとおして、教職員の資質・指導力の向上に取り組みます。
- ⑥ タブレットなどを活用したICT教育※を行います。

2 豊かな心・健やかな体の育成

- ① スクールソーシャルワーカー※や不登校対策指導員による児童・生徒へのきめ細かな支援を行います。
- ② 児童・生徒の健康な体づくりのため、栄養バランスのとれた美味しい学校給食を提供し、残食ゼロに取り組みます。
- ③ 語先後礼の挨拶の徹底をとおして、礼儀正しい子どもの育成に取り組みます。
- ④ 校歌や芦屋釜の里での呈茶体験から学校や地域の歴史を学ぶことをとおして、シビックプライド※の醸成に取り組みます。
- ⑤ 体カアップシートを活用し、運動の日常化に取り組みます。

3 学校施設・教育環境の充実

- ① 児童・生徒が安全な環境で学べるよう、建具の更新をはじめ、老朽化に伴う学校施設の整備を計画的に進めます。
- ② 児童・生徒の興味や関心に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校図書室の充実を図ります。



山鹿小学校



学校図書室

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--|-------|-------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数 小学校:国語、算数 中学校:国語、数学 | 令和元年度 | 2教科 | 4教科 |
| | 町独自の学力テスト(英語)において、福岡県平均を上回った学年 中学校:3学年 | 令和元年度 | 1学年 | 3学年 |
| 2 | 【コミュニティ活動状況調査】 「学校教育と就学前教育の充実」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 72.8% | 75.5% |
| | 不登校児童・生徒の数 | 令和元年度 | 17人 | 15人 |
| | 全国体力・運動能力調査の総合評価(5段階評価)において、A・Bの割合が全国平均を上回った学年 男子:小学校5年、中学校2年 女子:小学校5年、中学校2年 | 令和元年度 | 4学年 | 4学年 |
| 3 | 学校建具改修率 | 令和元年度 | 0.0% | 50.0% |

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

計画の実現
に向けて

資料編



第4章 いきいきと暮らせる 笑顔のまち

第1節

社会福祉



現状と課題

- ① 社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できないニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援し合う仕組みを築き上げていくために、「第2次芦屋町地域福祉計画」に基づき「自助」「共助」「公助」の視点で取り組んでいます。
- ② 団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステム[※]の深化、推進が求められています。
- ③ 「芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、配食サービス事業や地域包括支援センター[※]を中心とした総合相談の実施など、高齢者の生活支援に取り組んでいます。また、介護予防に重点を置いた取り組みを進めており、身近なところで気軽に参加できる自治区公民館体操などの実施や体操サポーター養成講座などを通じた住民の自主的な活動を支援しています。
- ④ 高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者の交流や社会参加の促進が重要です。このため、老人クラブへの活動支援や指定管理者制度[※]による老人憩いの家の運営を行っています。現在、老朽化が進む老人憩いの家については、「芦屋町公共施設等総合管理計画」や今後の町の将来人口などを見据え検討していく必要があります。
- ⑤ 障がい者を取り巻く環境は、高齢化の進行、障がいの重度化・重複化などに伴い大きく変化しています。平成25(2013)年の障害者総合支援法の施行により、障がいのある人に対する自立支援や権利擁護に加え、地域社会での共生や、社会的障壁[※]の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会へ向けた支援に取り組むことが求められています。

基本 方向

誰もが自分らしく安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、一人ひとりが必要とする支援の充実や合理的な配慮を図るとともに、「共助」を中心とした地域福祉を推進し、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

主要施策

1 地域福祉の推進

- ① 地域住民、地域課題の解決に向け取り組む住民主体の各種団体、社会福祉協議会などと連携し、「共助」を中心とした地域福祉の実現のため、互いに助け合い、支え合う地域づくりに取り組みます。
- ② 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度[※]の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進します。

2 高齢者福祉の充実

- ① 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム[※]の強化に取り組みます。
- ② 健康寿命の延伸をめざし、介護予防事業のさらなる充実に取り組みます。
- ③ 身近な地域で交流や介護予防ができるよう、住民主体の通いの場の取り組みを支援します。
- ④ 高齢者の長寿を祝い、敬老意識の高揚に取り組みます。
- ⑤ 老朽化の進む老人憩いの家のあり方を検討し、建替えなどを進めます。



自治区での健康体操

3 障がい者福祉の充実

- ① 障がい者の自立した日常生活を支援するため、一人ひとりのニーズを把握し、最適なサービスの提供に取り組みます。
- ② 「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現のため、啓発や合理的配慮の促進などに取り組みます。
- ③ バリアフリーやユニバーサルデザイン[※]を推進し、誰にとっても利用しやすい公共施設の整備に取り組みます。



障がい者支援団体による地域清掃

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--|-------|-------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【地域福祉計画策定時アンケート(福祉のあり方を問う設問)】 「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支え合う組織づくりをすべき」と選択した人の割合 | 令和元年度 | 76.0% | 81.0% |
| 2 | 【コミュニティ活動状況調査】 「高齢者福祉」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 65.7% | 68.0% |
| 3 | 【コミュニティ活動状況調査】 「障がい者福祉の充実」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 59.0% | 64.0% |





現状と課題

- ① 食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加しています。生活習慣病の予防には特定健康診査※、がんの早期発見にはがん検診の受診がきわめて重要であるため、保健指導や栄養指導により生活習慣改善や重症化予防、適切な医療機関への受診勧奨を行っていくことが必要です。
- ② 特定健康診査※の受診率を高めるため、集団健診を平日毎日行うなど健診が受けやすい体制づくりを進めるとともに、特定健康診査受診率向上事業を活用した受診勧奨などを行っています。しかし、受診率は緩やかな伸び率にとどまっています。
- ③ 予防接種は、病気の重症化を防ぐ上では重要ですが、幼児期の接種率は高いものの、学童期や高齢期における接種率が低く、接種率の向上に取り組む必要があります。
- ④ 乳幼児と母親の健康増進を図るため、妊婦と面談し保健指導や栄養指導を行うほか、早産や低体重児の出生を予防するための妊婦健診や妊娠中・出産後の歯と口の健康を守るための妊産婦歯科健診に取り組んでいます。
- ⑤ 国民健康保険事業は、産業・就業構造の変化や高齢者人口の増加などに伴い、保険税が減少する一方で医療費は増加するなど、厳しい財政運営が続いています。このため、国保財政責任主体である福岡県とともに、財政健全化に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ⑥ 急速に進む高齢化や疾病構造の変化※などに伴い、住民の医療に対するニーズはさらに多様化、高度化しています。また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの新たな感染症の発生、食中毒などによる住民の健康や生命の安全を脅かす事態も懸念されており、地域住民に対して安全で安心な医療を提供していくことが求められています。



特定健康診査の啓発

| | |
|---|---|
| 基 | 本 |
| 方 | 向 |

住民一人ひとりの健康に対する意識啓発を進めるとともに、各種健診（検診）に対する受診勧奨を図りながら、健やかで心豊かな生涯を送ることができるよう健康づくりに取り組みます。

また、芦屋中央病院を核として、町内の医療機関や介護・福祉施設などと連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。

主要施策

1 健康づくりの推進

- ① 健康教室、家庭訪問などを実施して生活習慣を見直す機会を提供し、住民一人ひとりの健康づくりを支援します。
- ② 乳幼児期から高齢期までの各期において、予防接種を実施し健康の増進を図ります。
- ③ がんの早期発見や生活習慣病の予防のため住民健診（検診）を実施するとともに、啓発や受診勧奨の徹底、関係機関との連携などにより受診率の向上を図ります。
- ④ 妊婦健診や妊産婦歯科健診、出生児の全戸訪問や出産後の母体の健康管理や乳幼児健診など、乳幼児と母親の健康の増進に取り組みます。

2 国民健康保険事業

- ① 特定健康診査^{*}の受診率向上に努め、特定保健指導^{*}などの徹底により医療費の削減に取り組みます。
- ② 適正な保険税の賦課・徴収や資格管理を徹底し、健全な国民健康保険事業の運営に取り組みます。

3 地域医療の充実

- ① 芦屋中央病院を核とした、町内の医療機関や介護・福祉施設との連携により、地域医療体制の充実を図ります。

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--|-------|-------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「健康づくり事業の充実」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 81.9% | 82.0% |
| | 定期予防接種の接種率 | 令和元年度 | 67.5% | 70.0% |
| | がん検診受診率 (胃がん・肺がん・大腸がん 受診率の平均) | 令和元年度 | 10.6% | 15.6% |
| 2 | 特定健康診査受診率 | 令和元年度 | 34.6% | 60.0% |
| 3 | 【コミュニティ活動状況調査】 「地域医療の充実」に関する 満足度の構成比 | 令和元年度 | 59.3% | 60.8% |

第5章 活力ある産業を 育むまち

第1節

農業



現状と課題

- ① 我が国の農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄の拡大、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。これらの状況は芦屋町においても同様です。
- ② 芦屋町では水稻、青ねぎ、キャベツ、ほうれんそう、赤しそなどが生産され直売所への出荷や学校給食への供給など、地産地消が進んでいます。また、田屋ねぎ（かおりっこ）、赤しそ（芳香しそ）はブランド化されていますが、生産農家数が増えていない現状です。
- ③ 農業の担い手の育成支援として、農業次世代人材投資金や機械導入などの支援を行っています。今後、認定農業者※は高齢化により減少傾向にあるため、農業後継者の育成を行う必要があります。
- ④ 相続などにより農地所有者は複雑化し、遊休農地が増加しています。荒廃化が進むと農地への再生が困難になることから、農地所有者に対し適正な管理を促すことが重要です。また、担い手のいなくなった農地は農地中間管理事業※を活用し集積・集約化を図る必要があります。
- ⑤ 農業基盤整備には多大な経費が伴うことから国・県の補助事業の活用を図りながら計画的に進める必要があります。
- ⑥ 農地と周辺景観に配慮し、減農薬・減化学肥料栽培などの環境保全型農業※に取り組む農業者組織を支援しています。



芦屋台地の赤しそ



山鹿耕地の青ねぎ

基本 方向

農業経営の安定化や担い手の育成のため、「人・農地プラン※」の実質化を推進し、農地の集約化や有効利用などを図ります。また、農道や農業用水路などの農業基盤の整備を計画的に進めます。

主要施策

1 担い手の育成支援

- ① 地域農業における中心経営体[※]や将来ビジョンを明確にする「人・農地プラン[※]」の実質化を推進し、地域農業経営の安定化を図ります。
- ② 農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、農地の適正管理・指導を徹底することで、担い手への利用集積を図ります。

2 農地の有効利用と農業基盤整備

- ① 農業用水路、ため池など農業基盤の計画的な整備に取り組みます。
- ② 農地中間管理事業を活用し、遊休農地の有効利用の促進を図ります。
- ③ 農地と周辺景観の環境に配慮した農村づくりを行います。



山鹿耕地の水稻

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|----------------------|-------|-------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 認定農業者 [※] 数 | 令和元年度 | 13人 | 14人 |
| 2 | 遊休農地面積 | 令和元年度 | 9.1ha | 3.7ha |

第2節

水産業



現状と課題

- ① 芦屋町の漁業者は高齢化や後継者不足、水産資源の減少や燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況にあります。漁業協同組合などの関係団体と連携を図り、担い手の確保や水産資源の持続的利用に向けた取り組みを支援する必要があります。
- ② 芦屋町の漁業基地は芦屋港と柏原漁港の2箇所があり、双方とも小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業にも取り組んでいます。
- ③ 漁業経営の所得向上をめざし、^{さわら}鯖の高鮮度処理※による付加価値向上や加工品の開発などの取り組みが行われています。
- ④ 漁港基盤整備には多大な経費がかかることから、既存施設の長寿命化※やライフサイクルコスト※の縮減化を図ることが重要です。
- ⑤ 水産物の供給基盤として、柏原漁港の基盤整備をはじめ「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づき、計画的に整備を進める必要があります。



水揚げされた鯖

基本 方向

漁業経営の安定化のため、新たな商品開発や漁場整備を進めるとともに、活力ある漁業を推進するため、漁港基盤などの整備に計画的に取り組めます。

主要施策

1 漁業経営の安定化

- ① 新たな商品開発や販路拡大、地産地消などの取り組みにより、漁業経営の安定化を図ります。
- ② 優良な漁場を確保するため、藻場の適正な維持管理を行い、育てる漁業を支援します。

2 漁港基盤の整備

- ① 「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づき、漁港基盤の整備に計画的に取り組めます。
- ② 柏原漁港西方の荒波対策について、関係機関と協議をしながら検討を進めます。



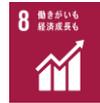
柏原漁港

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|------------------------|-------|-------|-----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 磯漁の1人あたりの漁獲量 | 令和元年度 | 602kg | 630kg (5年平均) |
| 2 | 機能保全計画における 施設整備の進捗率 | 令和元年度 | 50.0% | 100.0% |

第3節

商工業



現状と課題

- ① 商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活利便の機能や地域コミュニティの核としての役割を果たし、地域の発展には欠かせません。芦屋町では近隣市町への大型店舗進出による売上げ不振や後継者不足など商工業の経営は厳しい状況にあります。
- ② 芦屋町では商工会などと連携して、商業者への支援や地域振興券の発行、企業誘致などにより商工業の振興に取り組んでいます。
- ③ 官民一体となったワンストップの創業支援体制を整備するため、遠賀郡内4町と各商工会、金融機関とともに設置したおんが創業支援協議会において、起業・創業促進に取り組んでいます。
- ④ 平成26(2014)年より商工会で芦屋の地域産品を活用した特産品開発事業に取り組んでいます。商工会をはじめ、関係機関と連携し、芦屋町の特産品などの商品価値を高める取り組みを推進し、地域産業の活性化を図る必要があります。



特産品開発事業で開発した
プレミアムシーフードカレー

基本 方向

商工会との連携をはじめ、各種制度による事業者支援を行うとともに、地域産品を活用した特産品開発などにより、商工業の活性化を促進し、地域経済の活性化に取り組めます。

主要施策

1 商工業の振興

- ① 商工会との連携や地域振興券発行などにより、商工業の活性化に取り組みます。
- ② 創業等促進支援事業補助金や空き店舗活用事業補助金などを活用した、中心市街地の活性化や空き店舗対策、起業の促進、企業誘致に取り組みます。
- ③ 官民一体となったおんが創業支援協議会を有効活用し、遠賀郡各町と連携した起業の促進に取り組みます。
- ④ 芦屋の地域産品を活用した特産品開発やメニュー開発、農商工等連携事業※などを推進するとともに、開発された特産品などをブランド認定するブランド認定制度を活用し、地域産業の活性化を図ります。



芦屋町商工会



金賞を受賞した芦屋釜饅頭

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--------------------|-------|----|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 空き店舗等補助金の 交付件数 | 令和元年度 | 1件 | 3件 (5年平均) |
| | 創業促進支援補助金の 交付件数 | 令和元年度 | 0件 | 2件 (5年平均) |
| | ブランド認定件数 | 令和元年度 | 0件 | 5件 (5年平均) |

第4節

観光



現状と課題

- ① 芦屋町は響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を活かしていくため、「芦屋町観光基本構想」を策定し、これに基づく施策展開を進めています。
- ② 地域経済の活性化を図るため、芦屋町の美しい自然を利用した観光公園やその周辺の整備や維持管理に努める必要があります。
- ③ 「芦屋海浜公園」については、健康遊具の設置や大型コンビネーション遊具の整備をはじめ、四季折々の花が楽しめる植栽化などを行ってきました。今後は変化する利用者ニーズに対応した公園の整備などに取り組む必要があります。
- ④ 「芦屋海浜公園レジャープールアクアシアン」は、海水浴場と往來のできるプールとして近隣にない優位性を活かし、毎年多くの来場者を迎えています。施設や設備の老朽化が進行しています。
- ⑤ 「夏井ヶ浜はまゆう公園」がNPO法人地域活性化支援センターの主催する「恋人の聖地」に認定され、福岡県では、福岡タワー・門司港レトロに続く3番目の恋人の聖地となりました。今後は「恋人の聖地プロジェクト※」の効果的な活用などソフト面の取り組みに努めつつ、美しい自然を活かした観光資源の整備を進めることが重要です。
- ⑥ 「魚見公園」や「城山公園」については、維持管理に留まっており、整備について検討していく必要があります。
- ⑦ 「国民宿舎マリンテラスあしや」は、観光拠点としてこれまで計画的に施設の改修を進めてきましたが、社会情勢の変化に伴い近年稼働率や利用者は減少傾向にあります。



芦屋海浜公園レジャープール
アクアシアン

- ⑧ 近年外国人観光客が増加しており、外国人観光客の集客に向けた取り組みが重要です。
- ⑨ 芦屋町ではさまざまなイベントが開催されています。中でも大正時代から続く「あしや花火大会」や、福岡県内で唯一の砂の彫刻展である「あしや砂像展」は、オンリーワンのイベントとして開催しています。このほか芦屋基地航空祭には数万人の来場があるなど、地域イベントから観光イベントまでさまざまなイベントが開催され、その度に多くの方が来町されています。しかしイベントで来町した人々が町内を巡る仕掛けや、滞留時間を長くする取り組みにはいたっていません。
- ⑩ 着地型観光^{*}の推進を広域連携により取り組んでいます。今後も新たな魅力の発掘とともに、他市町との連携による交流人口^{*}増の戦略が重要です。
- ⑪ 芦屋町では魅力的なイベントが多いものの、情報発信が十分にできていないため、SNSなどを活用した情報発信を体系的に行うことが課題となっています。
- ⑫ 芦屋港は、取扱貨物量の福岡県内シェアが0.07%と物流港として十分に活用されていません。また、海を活かした観光まちづくりを推進する芦屋町にとって、芦屋港の活用は観光拠点の効果が期待できます。このため、芦屋港の周辺機能と一体的な空間を形成し、海の玄関口として拠点化することが重要です。
- ⑬ 芦屋港は、国土交通省より、「釣り文化振興促進モデル港^{*}」に指定されています。今後は海釣り施設の整備に向けて、漁業従事者との共存共栄をはかるために釣り客のマナー向上など、関係者と連携した取り組みを進めていく必要があります。
- ⑭ 芦屋町では、福岡県が推進する「サイクル&トレイル福岡^{*}」のルートの基点となっており、広域的な観光拠点としての取り組みを進めていく必要があります。



あしや砂像展

基
本
方
向

芦屋町の持つ豊富な資源を有効に活用するとともに、観光協会をはじめとした関係団体・機関との連携や芦屋港のレジャー港化に向けた整備推進などにより、交流人口^{*}や関係人口^{*}の増加に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

主要施策

1 観光資源の整備と活用

- ① 「海浜公園」や「夏井ヶ浜はまゆう公園」などの美しい自然を活かした観光資源の整備に取り組みます。
- ② 「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」に基づき、海浜公園やレジャープールの計画的な改修を行います。
- ③ 「国民宿舎マリントラスあしや長寿命化計画」に基づき、観光拠点である国民宿舎マリントラスあしやの計画的な改修を行うとともに、稼働率の向上や利用者の増加に取り組みます。
- ④ 外国人観光客が町内を周遊しやすいように、案内看板やパンフレットに外国語表記を追記するなど、インバウンド*対策を推進します。



夏井ヶ浜はまゆう公園(響愛の鐘)



国民宿舎マリントラスあしや

2 地域資源を活かした観光の推進

- ① 「芦屋町観光基本構想」に基づき、住民や観光協会をはじめとした関係団体・事業者などとの連携・協働による観光を推進するとともに、地域おこし協力隊*や外部人材の活用により、観光振興に係る人材の育成に努めます。
- ② あしや花火大会やあしや砂像展では、実行委員会組織による住民参加型の運営を継続するとともに、来町者へのおもてなしの向上や町内周遊性の確保による滞留時間の延長を図ります。
- ③ 広域連携による着地型観光*の実施や観光ルート化を推進するとともに、積極的な町のプロモーション活動の展開により、交流人口*の増加を図ります。



あしや花火大会

3 芦屋港の活性化の推進

- ① 「芦屋港活性化基本計画」に基づき、観光レジャーの拠点として、海浜公園との一体的な空間形成を図り、芦屋港のレジャー港化を計画的に推進します。



芦屋港活性化イメージ図

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--|-------|----------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「観光の振興」に関する満足 度の構成比 | 令和元年度 | 56.9% | 60.9% |
| | マリンテラスあしや 客室稼働率 | 令和元年度 | 52.7% | 66.7% |
| 2 | プロモーションの件数 | 令和元年度 | 6件 | 10件 (5年平均) |
| | 観光入込客数 | 令和元年度 | 609,000人 | 769,000人 |
| 3 | 芦屋港における 年間来訪者数 | 令和元年度 | 0人 | 150,000人 |

第6章 環境にやさしく、快適なまち

第1節 生活環境



現状と課題

- ① 芦屋町には、豊かな自然が多く残されています。良好な自然環境保全のためには、住民、事業所、行政などそれぞれの取り組みの積み重ねが重要です。
- ② 温室効果ガス排出量については、「芦屋町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設における温室効果ガス排出抑制に取り組んでいます。
- ③ 環境美化活動として、美化巡視員による不法投棄防止のための町内巡視や、地域、河川、海岸の一斉清掃やボランティア団体などの清掃活動に対して支援を行っています。今後も環境美化活動の支援充実や啓発を図っていくことが重要です。
- ④ 航空機騒音、不法係留船、遠賀川などから流出するごみの問題の解決に向け、関係機関への要望や協議を引き続き行っていく必要があります。
- ⑤ ごみの減量化・資源化などに取り組んできましたが、今後も資源物集団回収奨励金やコンポスト容器*購入助成などによる取り組みを推進するとともに、周知や啓発を行っていく必要があります。



遠賀川などから流出したごみ

基本 方向

環境保全のための啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組めます。

主要施策

1 環境の保全と美化

- ① 「芦屋町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減に取り組みます。
- ② 環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組みます。
- ③ 遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかけます。
- ④ 快適な住環境を確保するため、航空機騒音対策について、芦屋町基地対策協議会を通じて、関係機関に働きかけます。



海岸清掃(ラブアース・クリーンアップ)

2 循環型社会の推進

- ① ごみ減量化・資源化などを一層推進するため、生ごみ処理容器等購入補助金や資源物回収活動奨励金の活用を図るとともに、資源物拠点回収、エコバッグの携帯などの取り組みを推進します。
- ② ごみの減量化・資源化などに関する住民啓発に取り組みます。



段ボールコンポスト

数値目標

| 主要施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|------|-----------------------|-------|-------------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 公共施設温室効果ガス排出量 (年間) | 令和元年度 | 2,012,729kg | 1,861,774kg |
| 2 | 住民1人あたりのごみ排出量 (1日) | 令和元年度 | 784g | 655g |

第2節

公園・緑地



現状と課題

- ① 住民が日常的に憩い、活動し、交流する公園の整備は必要です。これまで中央公園のリニューアルを平成29(2017)年度に完了するなど公園施設の維持・管理を進めてきましたが、供用開始から数十年を経過した公園も多くなり、遊具などが老朽化しています。
- ② 近年、松くい虫による保安林の被害は減少傾向にありますが、依然として松枯れが発生しており、今後も保安林の機能維持に取り組んでいく必要があります。
- ③ 福岡県が主体となって里浜づくり事業※が実施されており、植樹後の松林の維持管理について、福岡県と協議を進めながら取り組んでいく必要があります。
- ④ 緑化活動の推進については、花ボランティア事業、花苗配布などを実施し、住民の緑化意識の向上に努めています。



中央公園



花ボランティア

基 本 方 向

松などの緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、住民に身近な公園の整備に取り組みます。

主要施策

1 身近な公園の充実

- ① 住民との協働により、安全で安心な街区公園※などの整備を計画的に実施します。

2 緑地の保全と育成

- ① 保安林などの松の保全に取り組みます。
- ② 福岡県との役割分担により、里浜づくり事業※による松の生育保全を行います。
- ③ 街並みの美しさを創り出すため、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の適正管理に取り組みます。



高浜児童公園



松の植樹

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--|-----------------------------|--------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「公園や緑地」に関する満足度の 構成比 | 令和元年度 | 76.17% | 79.2% |
| 2 | 花ボランティア活動への 参加者数 | 平成27～令和 元年度までの 5年間の平均 | 83人 | 92人 (5年平均) |

第3節

土地利用・住宅



現状と課題

- ① 芦屋町の行政面積のうち、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めていることから、実質の行政面積は限られたものとなっており、町土の有効利用は重要な課題となっています。
- ② 平成29(2019)年度に改訂した「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、都市をとりまく状況変化に即応し、都市づくりや土地利用に取り組んでいく必要があります。
- ③ 活用予定のない町有地については、順次積極的な売却を進めていく必要があります。
- ④ 旧芦屋中央病院移転後の跡地の活用方法について、民間活力の活用を含めた検討を進める必要があります。
- ⑤ 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した町営住宅の改修や町営住宅の効率的な維持・改修を計画的に進めていくとともに、老朽化している住棟については、安全面の観点からも入居者の移転を促進していく必要があります。
- ⑥ 空家対策として、芦屋町老朽危険家屋等解体補助金や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度、芦屋町空家・空地バンク※を活用した空家戸数の削減に取り組んでいます。毎年、さまざまな理由で空家が発生しており、その実態の把握と、空家削減のための仕組みづくりの必要があります。
- ⑦ 移住・定住化の取り組みを推進してきているものの、十分な周知が図られていません。限られた土地の中で有効な定住促進を図るための取り組みや情報発信の必要があります。
- ⑧ 芦屋町の地域特性や魅力を活かした移住・定住施策について、福岡県内外の関係機関と連携し積極的に取り組んでいく必要があります。



一級河川遠賀川

基本 方向

旧芦屋中央病院跡地などの町有地の有効利用をはじめ、町営住宅の管理戸数の適正化、空家などの対策を進めるとともに、芦屋町の特性を活かした定住施策に積極的に取り組みます。

主要施策

1 地域特性を活かした土地利用

- ① 「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、持続可能な都市づくりや地域特性を活かした土地利用を行います。
- ② 活用予定のない町有地については、民間などに売却し有効利用を図ります。
- ③ 旧芦屋中央病院移転後の跡地利用について、検討を進めます。



旧芦屋中央病院

2 良好な住宅の形成

- ① 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、管理戸数の適正化と町営住宅などの長寿命化※に取り組めます。
- ② 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の現状把握や各種補助制度を活用した除却、空家バンクによる有効活用などにより、空家の適正管理に取り組めます。



町営住宅(後水団地)

3 移住・定住施策の推進

- ① 芦屋町独自の各種助成制度を活用し、子育て世帯などを中心とした移住・定住促進に取り組めます。
- ② 福岡県内外の関係機関と連携し、芦屋町の地域特性や魅力を活かした移住・定住促進に取り組めます。

数値目標

| 主要施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|------|------------------|-------|-----|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 町有地などの有効活用件数 | 令和元年度 | 0件 | 3件 |
| | 老朽危険家屋等解体補助金交付件数 | 令和元年度 | 11件 | 55件 (累計) |
| 2 | 空家・空地バンク※新規登録件数 | 令和元年度 | 3件 | 15件 (累計) |
| 3 | 定住促進奨励金交付件数(新規分) | 令和元年度 | 33件 | 185件 (累計) |

第4節 道路・交通



現状と課題

- ① 交通利便性や生活利便性の向上を図るため、「個別施設計画（舗装）」に基づき町が管理する道路の整備を進めています。今後も、路面や道路施設の劣化状況を調査し、計画的な維持管理や道路整備の必要があります。
- ② 橋梁については、「個別施設計画（橋梁）」に基づき改修を行っています。今後は予防保全に努め、橋梁を健全な状態で維持管理していく必要があります。
- ③ 福岡県により、西祇園橋の架け替え工事が進められています。今後は、町の玄関口にふさわしい景観に配慮した橋となるよう、グレードアップ工事について、福岡県と協議する必要があります。
- ④ 利用者によりわかりやすい道路網を整理する目的で、町道と国・県道の振り替え事業を推進しています。未実施箇所については事業の早期完了に向けて協議を進める必要があります。
- ⑤ 芦屋タウンバスは、平成17（2005）年3月末の民間事業者によるバス路線廃止以降、住民の交通手段として運行を開始し、現在、平日に67便を運行し利用者も年間延べ約10万人に及んでいます。利用者は増加傾向にありますが、今後も利用者ニーズに対応していくため運行体系の検討や見直しが重要です。
- ⑥ 北九州市営バスは、利用者が減少傾向にあり、路線や便数の確保が課題となっています。このため、「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」を北九州市交通局と締結しました。
- ⑦ 芦屋タウンバスや北九州市営バスによるJR各駅までの交通機関のほかに、生活利便性の向上のため芦屋町巡回バスのあり方について、継続して検討していく必要があります。
- ⑧ 安全なバスの運行や利便性の向上のため、バス車両の更新やバス停の整備を計画的に進めていく必要があります。



西祇園橋架け替え工事



北九州市営バス

基 本 方 向

交通や生活の利便性向上のため、町道や橋梁について計画的に整備を実施し、各施設の長寿命化^{*}に取り組みます。また、公共交通の維持・確保を図るとともに、芦屋町や広域での公共交通のあり方を検討します。

主要施策

1 道路の整備促進

- ① 道路施設については、「個別施設計画（舗装）」や各施設の点検結果を踏まえ、計画的な整備を行います。
- ② 橋梁については、「個別施設計画（橋梁）」に基づき、定期点検の実施とその結果を踏まえ、予防保全を目的とした改修を実施します。
- ③ 町道と国道・県道の振り替えを進めます。
- ④ 西祇園橋のグレードアップについて関係機関と協議を進めます。



橋梁点検

2 公共交通機関の充実

- ① 生活利便性の向上のため、「地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通の確保・維持を図るとともに、町の実情に応じた公共交通施策を展開します。
- ② 「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、芦屋町に乗り入れる北九州市営バスの路線や便数の確保・維持に努めます。
- ③ 福岡県の地方創生市町村圏域会議における近隣市町村の公共交通の情報を活用し、芦屋町や広域での公共交通のあり方を検討します。
- ④ バス停や駐輪場の整備、バス車両の更新などを計画的に進めます。



芦屋タウンバス

数値目標

| 主要施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|------|---|-------|-----------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 道路(舗装)の整備数 | 令和元年度 | 0路線 | 12 路線 (累計) |
| 2 | 芦屋タウンバス利用者数 | 令和元年度 | 110,007 人 | 120,000 人 |
| | 【コミュニティ活動状況調査】 「公共交通機関の利便性」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 27.2% | 30.0% |

第5節

上水道・下水道



現状と課題

- ① 芦屋町の上水道事業については、平成19(2007)年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。
- ② 芦屋町の公共下水道事業は、平成12(2000)年度に町全域の整備が完了しており、普及率は99.9%となっています。また、下水道施設の計画的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化※を行っています。今後も効率的・計画的に事業を実施し、下水道の機能を長期的に維持していく必要があります。
- ③ 公共下水道事業については、経営の合理化に努めていますが、人口の減少、節水意識の高まりや節水機器の普及などにより、下水道使用料収入は減少傾向にあり、下水道使用料収入の増加は期待できません。一方で、施設老朽化に伴う大量更新期の到来も控えており、経営環境は厳しさを増しています。



下水道処理施設内



汚泥処理施設清掃作業

基 本 方 向

下水道管渠や浄化センターなどの施設を適切に維持管理し、長寿命化※に取り組むとともに、下水道事業の安定化のため、中長期的な経営改善策について検討します。

主要施策

1 公共下水道の管理運営

- ① 「ストックマネジメント*計画」に基づき、浄化センターや各ポンプ場、管渠の長寿命化*に取り組むとともに、修繕や改築更新を計画的に行います。
- ② 下水道事業の中長期的な経営安定化を図るため、広域化・共同化も含め検討します。



機械設備の更新

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|------------------------------------|-------|-------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「下水道」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 84.7% | 89.7% |

第7章 心豊かな人が育つまち

第1節

生涯学習



現状と課題

- ① 住民一人ひとりが、心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう「芦屋町教育大綱」に基づき、社会教育の取り組みを行っています。
- ② 中央公民館内にある図書館は、蔵書の充実や読み聞かせなど各種企画事業に取り組んでいます。今後も住民の読書活動の推進を図る必要があります。
- ③ 社会教育施設については、これまで計画的な改修を実施してきましたが、老朽化している公民館施設などを改修する必要があります。
- ④ 生涯スポーツを推進するためスポーツ推進委員を中心にさまざまな事業を実施していますが、参加者が減少傾向にあり、ニーズにあった事業展開が課題となっています。
- ⑤ 競技スポーツについては、スポーツ振興の観点から、関係団体と連携した支援を行っています。
- ⑥ 平成30(2018)年度に総合体育館の改修を行いました。その他の社会体育施設については、老朽化が進んでいます。



図書館



改修した総合体育館のメインアリーナ

基本 方向

「芦屋町教育大綱」に基づき、生涯学習の総合的な推進や生涯スポーツの推進に取り組むとともに、社会教育施設などの適切な維持管理を行います。

主要施策

1 社会教育の推進

- ① 社会教育や公民館活動などの学習機会の拡充に取り組むとともに、関係各課との連携により住民が学んだ知識を活かすことができる環境づくりを行います。
- ② 図書館事業の充実を図るとともに、図書館と幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の連携を行います。
- ③ 社会教育施設については、「生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的な改修を行います。



公民館講座

2 生涯スポーツの充実

- ① スポーツ推進委員や関係団体との連携やスポーツ活動団体の支援などにより、住民の健康増進につながる生涯スポーツを推進し、誰もが気軽にスポーツを行うことができる機会の創出に取り組めます。
- ② 関係団体と連携して、競技スポーツへの支援を実施し、競技力の向上、指導者の育成に取り組めます。
- ③ 社会体育施設については、「生涯学習施設個別施設計画」に基づき、安全で快適に利用できるように、適切な維持管理を行います。



スロートレーニング講座

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--|-------|----------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「生涯学習の充実」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 68.3% | 68.8% |
| | 【コミュニティ活動状況調査】 「公民館などの社会教育施設の充実」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 68.8% | 69.8% |
| 2 | 生涯スポーツ事業の参加者数 | 令和元年度 | 871人 | 1,000人 |
| | 社会体育施設の利用者数 | 令和元年度 | 135,080人 | 140,000人 |

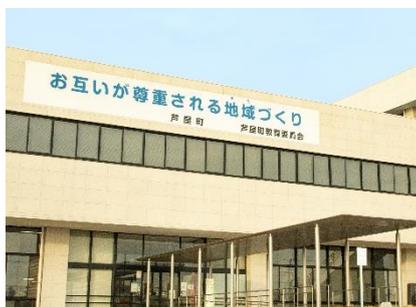
第2節

人権



現状と課題

- ① 住民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題として捉え、あらゆる差別や人権侵害の撤廃をめざし、人権が尊重される社会を実現することが重要です。
- ② 芦屋町では「お互いが尊重される地域（まち）づくり」をスローガンにかかげ、人権講演会や人権まつりの開催、人権カレンダーや人権冊子の全戸配布、広報紙を通じた定期的な啓発活動、各種相談、学校教育や社会教育の場における人権教育を行っています。また、平成25(2013)年に策定した「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき関係機関が一体となり取り組んでいます。今後とも、これらの取り組みについて充実を図っていくこと、さらには、あらゆる場と機会を捉えて人権教育・啓発の推進を図ることが重要です。
- ③ 人権まつりは特色ある取り組みとして継続してきました。今後も内容の充実や改善を図り、推進していく必要があります。
- ④ 男女共同参画社会の実現をめざし、「芦屋町男女共同参画推進プラン」を推進していますが、さらなる施策の充実や意識啓発に努めていく必要があります。



庁舎に掲げる人権スローガン

基本 方向

基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題や男女共同参画などに関する教育や啓発などに取り組めます。

主要施策

1 人権の尊重

- ① 基本的人権が保障された差別のない明るい社会の実現に向け、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する啓発に取り組みます。
- ② 芦屋町人権・同和教育研究協議会や芦屋町学校人権・同和教育研究協議会と連携し、人権教育や人権啓発に取り組みます。
- ③ 「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権まつりなど人権教育・人権啓発の取り組みについて、PDCAサイクル※により効果的かつ有効な事業を推進します。



小学校での人権啓発



人権まつり

2 男女共同参画の推進

- ① すべての個人が性別にかかわらず、お互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。
- ② 「芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画についての意識づくり、社会環境づくりに取り組みます。

数値目標

| 主要施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|------|--|-------|-------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「人権教育の推進」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 67.0% | 69.0% |
| | 人権まつりと人権講演会の参加者数(合計) | 令和元年度 | 878人 | 900人 |
| 2 | 【コミュニティ活動状況調査】 「男女共同参画の推進」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 50.5% | 55.5% |

第3節

歴史・文化



現状と課題

- ① 芦屋町は、多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。これらの豊富な文化財の保護と併せて、これらを観光資源として地域振興に活用する取り組みが重要です。
- ② 町内にある有形・無形の魅力ある文化財の維持管理や、これらの積極的な情報発信が課題となっています。
- ③ 「芦屋歴史の里」では、特別展や伝統文化体験講座などを実施しています。入館者数は企画展の内容により大きく影響されることから、話題性の高い企画展を開催するなどの工夫の必要があります。
- ④ 「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、町内外への芦屋釜の周知や観光資源として活用する取り組みが重要です。
- ⑤ 芦屋釜の復興の取り組みとして、鋳物師の養成や独立支援を行い、2名の鋳物師が独立しています。今後も、芦屋釜をはじめとする芦屋鋳物の技術継承に向けた取り組みを進めることが重要です。また、芦屋鋳物が新たな芦屋町の産業となるよう、独立した鋳物師への支援の必要があります。
- ⑥ 文化芸術活動については、文化協会などの文化・芸術に関する各種団体と連携し、文化祭などさまざまな活動を実施しています。今後も、文化意識の向上を図っていく必要があります。
- ⑦ 文化・芸術活動の一つの拠点である「ギャラリーあしや」は、企画展やワークショップの充実とともに、公民館事業や図書館との連携などに取り組んでいく必要があります。



芦屋釜の里

基本 方向

豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財の適切な保護や管理に取り組むとともに、「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、オンリーワンの地域資源である芦屋釜の活用や芦屋鋳物の産業化をめざします。また、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組むとともに、住民が文化芸術に触れる機会を拡充します。

主要施策

1 文化財の保護と活用

- ① 豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財保護意識の高揚を図ります。
- ② 文化財の適切な維持管理に努めるとともに、地域の歴史・文化の魅力を積極的に情報発信します。
- ③ 芦屋歴史の里事業の充実を図り、芦屋町の歴史・文化を活かした地域振興に取り組みます。



芦屋歴史の里での歴史学習

2 芦屋釜の振興

- ① 芦屋町の誇りである芦屋釜を町内外に広く周知し、オンリーワンの地域資源として活用します。
- ② 芦屋釜の里の事業充実を図り、地域文化振興に取り組むとともに、観光資源としての魅力向上を図ります。
- ③ 鋳物師への支援を行い、芦屋釜の復興を進めるとともに、芦屋鋳物の産業化をめざします。
- ④ 芦屋釜の里については、「生涯学習施設個別施設計画」に基づき、適切な維持管理を行います。



重要文化財 芦屋霰地真形釜

3 文化・芸術活動の充実

- ① 文化や芸術に関する団体などと連携し、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組みます。
- ② ギャラリーあしや事業の充実を図り、住民の文化芸術に触れる機会を提供します。

数値目標

| 主要施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|------|---|-------|---------|----------------|
| | | 基準年度 | 数値 | |
| 1 | 芦屋歴史の里入館者数 (無料入館者含む) | 令和元年度 | 3,777人 | 5,000人 |
| 2 | 芦屋釜の里入園者数 (無料入園者含む) | 令和元年度 | 16,446人 | 20,000人 |
| 3 | 【コミュニティ活動状況調査】 「歴史・文化の振興」に関する 満足度の構成比 | 令和元年度 | 69.7% | 72.2% |

第4節 国際交流



現状と課題

- ① 社会経済活動のグローバル化が進む中、外国の文化に対する理解を深め、尊重し合う取り組みが課題となっています。
- ② 国際感覚の醸成や異文化理解のため、中学生を対象とした海外ホームステイ事業を実施しています。
- ③ 住民が異文化に触れる機会の充実に図るため、国際交流協会の支援を行っています。



海外ホームステイ

基本 方向

グローバルな視野を持った多くの人材の育成に取り組みます。また、国際交流協会を通じた住民の国際交流活動を促進します。

主要施策

1 国際交流の推進

- ① 中学生の海外ホームステイ事業を行い、国際的な感覚や異文化への関心を高めるなど、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成します。
- ② 国際交流協会への支援事業を中心として、身近に住む外国人との交流を通じた国際社会や多文化への理解を促します。

数値目標

| 主要 施策 | 指標 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) |
|----------|--|-------|-------|----------------|
| | | 年度 | 値 | |
| 1 | 【コミュニティ活動状況調査】 「国際交流の推進」に関する満足度の構成比 | 令和元年度 | 68.9% | 69.9% |



基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

計画の実現
に向けて

資料編

計画の実現に向けて

現状と課題

- ① 芦屋町は地方税が歳入全体の 20%未満と他自治体と比較すると少ない状況にあります。これを補う町独自の財源としてモーターボート競走事業があり、現在は経営努力の結果、一定の事業収入を得ています。しかし、公共施設の整備に伴う財源は地方債を活用しており、経常収支比率^{*}などの財政指標は高い水準にあります。今後も施設整備に伴う地方債の活用が継続して見込まれるため、自主財源の確保に取り組むとともに、計画的で重点的な配分を行い、安定的かつ効率的な行財政運営を続けていく必要があります。
- ② 少子高齢化や町財政の見通しを踏まえ、公共施設などの安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率的かつ効果的な整備や維持管理を行うことを目的とした「公共施設等総合管理計画」を平成 29 (2017) 年 3 月に策定しました。
- ③ モーターボート競走事業については、電話投票^{*}の推進など、売上向上に積極的に取り組んできました。このような経営努力の結果、一定の事業収益を確保することができ、一般会計への繰り入れなど芦屋町の財政運営に大きく寄与しています。
- ④ 町職員の若年化に伴い豊富な知識や経験を有する職員が不足している状況です。このため、さまざまなアプローチから、職員の資質向上や能力開発に取り組む必要があります。
- ⑤ 行政運営においては、組織の効率的な運営とともに横の連携が重要です。また、地方創生など、地域の特徴を活かした独自の取り組みが求められており、これらに対応できる組織づくりが課題となっています。
- ⑥ 深刻な少子高齢化にともなって働き手が減少し、現在のような行政サービスが提供できなくなることが懸念されています。このため、行政手続きに関する定型的な業務の自動化など、人手不足を解決するためにテクノロジーを活用するといった取り組みを検討していく必要があります。
- ⑦ 一般廃棄物処理、消防、火葬施設の運営などを実施している遠賀・中間地域広域行政事務組合については、効率的な運営について、関係市町と共同で提言を行う必要があります。
- ⑧ 北九州市との連携中枢都市圏構想^{*}をはじめ、効果的かつ効率的な行政サービスの提供と行政運営が図られるよう、広域連携を推進していく必要があります。
- ⑨ 近隣にある大学とさまざまな分野で連携を行うことにより、大学の知見やノウハウ、学生の若いパワーを活かした事業の推進や町民との交流による地域づくりを図る必要があります。



ポートレース芦屋



職員研修

主要施策



1 健全で持続可能な行財政運営を行います

- ① 健全な行財政運営のため、最小の経費で最大の効果をあげられるよう選択と集中により、効果的で効率的な事業推進に取り組みます。
- ② 自主財源の確保に努めるとともに、各種使用料などの見直しを行います。
- ③ 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の適正配置を推進するとともに、計画的な維持管理・修繕・更新などに取り組みます。



2 モーターボート競走事業の売上向上を図ります

- ① 電話投票をはじめとした広域発売*の売上向上を図るため、SNSなどのインターネットを活用した宣伝広告を展開します。
- ② 来場者の増加を図るため、ボートレース場施設を有効活用し、幅広い層の来場を促進する施策を展開します。



3 職員の育成や資質向上を図ります

- ① 職員一人ひとりが意欲を持ってその能力を発揮できるよう人事評価制度の見直しを進めるとともに、計画的な研修や自治区担当職員制度の活用などにより、職員の資質の向上や能力開発に取り組みます。



4 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします

- ① PDCAサイクル*による目標管理制度の運用により、効率的かつ効果的な組織づくりに取り組みます。
- ② 情報共有と各課間の連携を図るとともに、効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を行います。
- ③ 事務の電算化や新たな仕組みづくりにより事務の効率化を図ります。また、AI*やRPA*の活用を検討します。



5 広域連携を推進します

- ① 遠賀・中間地域広域行政事務組合の効率的な運営について、構成市町とともに提言します。
- ② 行政事務や電算システムの共同利用に取り組みます。
- ③ 「北九州都市圏域連携中枢都市圏」による行政サービスの広域連携に取り組みます。
- ④ 大学やさまざまな機関などとの連携やネットワーク強化に取り組みます。

芦屋町におけるSDGs一覧表

| 基本目標(章) | SDGs 施策(節) | 目標1 | 目標2 | 目標3 | 目標4 | 目標5 | 目標6 | 目標7 |
|------------------|-------------------------|--|---|---|---|---|--|--|
| | |  1 貧困をなくそう 貧困 |  2 飢餓をゼロに 飢餓 |  3 すべての人に健康と福祉を 保健 |  4 質の高い教育をみんなに 教育 |  5 ジェンダー平等を 実現しよう ジェンダー |  6 安全な水とトイレを世界中に 水・衛生 |  7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに エネルギー |
| 1 住民とともに進めるまちづくり | 1.人づくり | | | | ● | ● | | |
| | 2.地域づくり | | | | | ● | | |
| 2 安全で安心して暮らせるまち | 1.安全・安心 | | | | ● | | | |
| 3 子どもがのびのびと育つまち | 1.子ども・子育て支援 | ● | | ● | ● | ● | | |
| | 2.学校教育 | | | ● | ● | | | |
| 4 いきいきと暮らせる笑顔のまち | 1.社会福祉 | | | ● | ● | | | |
| | 2.健康づくり | | | ● | | | | |
| 5 活力ある産業を育むまち | 1.農業 | | ● | | | | | |
| | 2.水産業 | | ● | | | | | |
| | 3.商工業 | | | | | | | |
| | 4.観光 | | | | | | | ● |
| 6 環境にやさしく、快適なまち | 1.生活環境 | | | ● | | | ● | ● |
| | 2.公園・緑地 | | | ● | | | ● | |
| | 3.土地利用・住宅 | | | | | | | |
| | 4.道路・交通 | | | | | | | |
| | 5.上水道・下水道 | | | | | | ● | |
| 7 心豊かな人が育つまち | 1.生涯学習 | | | ● | ● | | | |
| | 2.人権 | | | | ● | ● | | |
| | 3.歴史・文化 | | | | ● | | | |
| | 4.国際交流 | | | | ● | | | |
| 計画の実現に向けて | 1 健全で持続可能な行財政運営を行います | | | | | | | |
| | 2 モーターボート競走事業の売上向上を図ります | | | | | | | |
| | 3 職員の育成や資質向上を図ります | | | | | | | |
| | 4 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします | | | | | | | |
| | 5 広域連携を推進します | | | | | | | |

| 目標8 8 働きがいも 経済成長も | 目標9 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう | 目標10 10 人や国の不平等 をなくそう | 目標11 11 住み続けられる まちづくりを | 目標12 12 つくる責任 つかう責任 | 目標13 13 気候変動に 具体的な対策を | 目標14 14 海の豊かさを 守ろう | 目標15 15 陸の豊かさも 守ろう | 目標16 16 平和と公正を すべての人に | 目標17 17 パートナリシップで 目標を達成しよう |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 経済成長・ 雇用 | 産業基盤・ イノベーション | 不平等 | 持続可能 な都市 | 生産・消費 | 気候変動 | 海洋資源 | 陸上資源 | 平和・公正 | 実施手段 |
| | | ● | | | | | | ● | ● |
| | | ● | ● | | | | | ● | ● |
| | | | ● | | ● | | | ● | ● |
| ● | | ● | | | | | | | |
| ● | | ● | | | | | | ● | ● |
| | | | | | | | | | |
| ● | ● | | | | | | ● | | ● |
| ● | ● | | | | | ● | | | ● |
| ● | ● | | | | | | | | ● |
| ● | ● | | ● | | | ● | | | ● |
| | | | ● | ● | ● | ● | | | ● |
| | | | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| ● | ● | | ● | | | | | | ● |
| | ● | | ● | | | | | | ● |
| | | | ● | | | ● | | | |
| | | | | | | | | | ● |
| | | ● | | | | | | ● | |
| ● | | | ● | | | | | | |
| | | | ● | | | | | ● | ● |
| | | | ● | | | | | | |
| | | | | | | | | | ● |
| | | | | | | | | | ● |
| ● | ● | | ● | | | | | | ● |

第6次芦屋町総合振興計画策定経過

【令和元年度】

| 月日 | 区分 | 内容 |
|-------------------|--------------|--|
| 10月1日～15日 | 住民アンケート調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●町内在住の20歳以上の2,000人が対象(住民基本台帳から無作為抽出) ●これまでのまちの取り組みに対する住民の評価や、これからのまちづくりに対する意見を把握するため、アンケート調査を実施 |
| 11月28日、 12月19日 | 住民ワークショップの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民や各種団体の代表が参加 ●まちの魅力と課題を踏まえ、未来のまちづくりの方針やアイデアを検討 |
| 12月2日、5日 | 各種団体意見交換会の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりに取り組む15団体が参加 ●団体の現状や課題、今後の取り組みやまちへの要望などについて意見交換を実施 |
| 12月13日 | 第1回審議会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ●会長・副会長の選出 ●諮問 ●第6次芦屋町総合振興計画の策定について ●策定スケジュールについて |

【令和2年度】

| 月日 | 区分 | 内容 |
|------------------|--------------------------------|--|
| 2月14日 | 町長ヒアリングの実施 | ●町長の策定に向けた思い、将来像の検討に向け盛り込みたい要素、重点的に取り組むべき事項などを確認 |
| 5月15日 | 第2回審議会の開催 (書面開催) | ●第6次芦屋町総合振興計画策定のための各種報告と施策評価について |
| 7月21日 | 第3回審議会の開催 | ●第6次芦屋町総合振興計画策定のための各種報告と施策評価について ※第2回審議会が書面開催となったため第2回審議会資料の説明 ●令和2年度策定スケジュール及び計画構成等について |
| 8月25日 | 第4回審議会の開催 | ●基本構想(案)について ●部会(案)について |
| 9月17日 | 第1回審議会部会の開催 (第2部会) | ●基本計画(案)について |
| 9月18日 | 第1回審議会部会の開催 (第1部会) | ●基本計画(案)について |
| 9月30日 | 第2回審議会部会の開催 (第1部会) | ●基本計画(案)について |
| 10月2日 | 第2回審議会部会の開催 (第2部会) | ●基本計画(案)について |
| 10月22日 | 第5回審議会の開催 | ●各部会における審議結果について ●将来像(案)について ●将来人口(案)について ●SDGs(案)について |
| 11月16日 | 第6次芦屋町総合振興計画 (案)の答申 | |
| 12月22日～ 1月21日 | パブリックコメントの実施 | ●意見0件 |
| 1月15日 | 第6次芦屋町総合振興計画 (素案)の説明動画の配信 | ●新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した住民説明会(町内3箇所)の説明動画 |
| 3月16日 | 第6次芦屋町総合振興計画を 令和3年第1回定例会で議決 | |

主な住民参画の取り組み

| コミュニティ活動状況調査(住民アンケート) | |
|-----------------------|---|
| 実施期間 | 令和元年10月1日～10月15日 |
| 概要等 | 町内に居住する20歳以上の方、2,000人を対象に、まちの取り組みに対する住民の評価や、これからのまちづくりに対する意見を把握するために、アンケート調査を実施しました。 |
| 回収率 | 33.8% |
| 結果 | <p>【令和元年度調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満足度が高い主な項目 「上水道の安定供給」「下水道」 ●満足度が低い主な項目 「商店街などの中心市街地の整備」「公共交通機関の利便性」 ●重要度が高い主な項目 「地域医療の充実」「地震や風水害などの防災対策」 <p>【調査結果の経年比較分析(平成21年～令和元年度の10年間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●10年前から満足度が向上した主な項目 「公園や緑地の充実」「イベントの開催」「地域医療の充実」「健康づくり事業の充実」「児童福祉、子育て支援の充実」「競争事業の振興」 ●10年前から満足度が低下した主な項目 「公共交通機関の利便性」「交通安全の推進」「農業の振興」「商店街などの中心市街地の整備」 ●10年前から重要度が向上した主な項目 「学校教育と就学前の教育の充実」「地域などのコミュニティの活性化」「レクリエーション、スポーツの振興」 |

| 住民ワークショップ | |
|-----------|---|
| 実施期間 | 【第1回】令和元年11月28日 【第2回】令和元年12月19日 |
| 参加者 | 住民や関係団体の代表(【第1回】22名 【第2回】26名) |
| 概要等 | 第1回は『「今までのまちづくり」を振り返ろう』というテーマで芦屋町の魅力と課題を踏まえ施策を評価し「芦屋町の通信簿」をグループに分かれて作成しました。第2回は第1回目で作成した「芦屋町の通信簿」をもとに、今後取り組むアイデアを出し、そのアイデアをもとに将来像のキーワードの抽出を行いました。 |
| 結果 | 芦屋町の将来像のキーワードとして「人」「自然(海)」「文化」「つながり」がグループに共通して抽出され、今ある芦屋町の魅力を最大限活用し、魅力的なまちをみんなでつくるという考え方であることが分かりました。 |

| 各種団体意見交換会 | |
|-----------|--|
| 実施期間 | 【第1回】令和元年12月2日【第2回、第3回】令和元年12月5日 |
| 参加者 | まちづくりに取り組む15団体(各回5団体) 芦屋町老人クラブ連合会、芦屋町区長会、芦屋町青少年健全育成町民会議、 芦屋町文化協会、芦屋町国際交流協会、芦屋町体育協会、 芦屋町手をつなぐリボンの会、芦屋町社会福祉協議会、 芦屋町4校PTA連絡協議会、芦屋町人権・同和教育研究協議会、 芦屋町民生委員・児童委員協議、一般社団法人芦屋町観光協会、 芦屋町代表農事組合、遠賀漁業協同組合、芦屋町商工会 |
| 概要等 | 15団体がコミュニティ、産業振興、教育・福祉の3分野に分かれ、団体活動の視点から、団体の現状や課題、今後の取り組みやまちへの要望などについて意見交換を行いました。 |
| 結果 | 「人材不足」「事業数(取り組み)の増加」が3分野に共通した団体における問題・課題であることが分かりました。 |

| 芦屋町総合振興計画審議会 | |
|--------------|---|
| 実施期間 | 令和元年12月～令和2年10月 |
| 参加者 | 住民や各種団体の代表、有識者(全25名) |
| 概要等 | 各種現況データや住民参画検討結果、庁内検討結果を踏まえ審議し、答申としてまとめました。 |

| パブリックコメント | |
|-----------|--|
| 実施期間 | 令和2年12月22日～令和3年1月21日 |
| 対象者 | 芦屋町に住んでいるか、通勤・通学している人 |
| 概要等 | 第6次芦屋町総合振興計画(素案)の概要版を全戸に配布するなど、住民に広く周知しパブリックコメントを実施しました。 |

芦屋町総合振興計画審議会条例

平成31年3月20日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第2条 町長の諮問に応じて、芦屋町の総合振興計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、芦屋町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であつても委員が任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めるときは、審議会に部会をおくことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会委員の互選によつて定める。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月13日条例第51号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第3号)

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年2月18日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成31年3月20日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

芦屋町総合振興計画審議会委員

[敬称略・順不同]

| 役職 | 氏名 | 所属部会 | 選出団体役職 | 備考 |
|---------|--------|------|-----------------|--------------------------|
| 会長・部会長 | 山田 明 | 1部会 | 九州共立大学（教授） | |
| 副会長・部会長 | 廣川 祐司 | 2部会 | 北九州市立大学（准教授） | |
| 副部会長 | 占部 吉郎 | 1部会 | 芦屋町住民参画推進会議 | |
| 委員 | 安部 知彦 | 1部会 | 芦屋町社会福祉協議会 | |
| 委員 | 山田 寛 | 1部会 | 芦屋町老人クラブ連合会 | |
| 委員 | 藤崎 英毅 | 1部会 | 芦屋町都市計画審議会 | |
| 委員 | 濱野 頼子 | 1部会 | 芦屋町子ども・子育て会議 | |
| 委員 | 片山 和夫 | 1部会 | 芦屋町区長会 | |
| 委員 | 加藤 まゆみ | 1部会 | 芦屋町民生委員・児童委員協議会 | |
| 委員 | 吉崎 強志 | 1部会 | 芦屋町教育委員会 | |
| 委員 | 西村 由美子 | 1部会 | 芦屋町4校PTA連絡協議会 | |
| 委員 | 松岡 泉 | 1部会 | 芦屋町議会 | |
| 委員 | 萩原 洋子 | 1部会 | 芦屋町議会 | |
| 委員 | 江口 浩子 | 1部会 | 公募 | |
| 副部会長 | 吉岡 学 | 2部会 | 一般社団法人芦屋町観光協会 | |
| 委員 | 中山 孝泰 | 2部会 | 芦屋町農業委員会 | |
| 委員 | 中西 隆雄 | 2部会 | 遠賀漁業協同組合 | |
| 委員 | 黒山 敏治 | 2部会 | 芦屋町商工会 | |
| 委員 | 松上 宏幸 | — | 芦屋町体育協会 | 令和元年12月13日 ～令和2年9月16日 |
| 委員 | 松元 勝彦 | 2部会 | 芦屋町体育協会 | 令和2年9月17日 ～令和3年3月31日 |
| 委員 | 古野 嘉子 | 2部会 | 芦屋町文化協会 | |
| 委員 | 鹿島 由美 | 2部会 | 芦屋町男女共同参画審議会 | |
| 委員 | 辻本 一夫 | 2部会 | 芦屋町議会 | |
| 委員 | 長島 毅 | 2部会 | 芦屋町議会 | |
| 委員 | 大庭 朱美 | 2部会 | 公募 | |
| 委員 | 倉田 智美 | 2部会 | 公募 | |

用語解説

(50音順)

| | 用語 | 説明 |
|----|---------------|---|
| あ行 | 青色回転灯装備車(青パト) | 自主防犯パトロールのため、青色回転灯を装備した車。一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されているが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、自動車への青色回転灯の装備が認められている。 |
| | 空家・空地バンク | 所有者などから提供された空家や空地の情報を、空家・空地を探している人に紹介する仕組み。 |
| | インバウンド | 外国人が訪れてくる旅行。日本へのインバウンドは訪日外国人旅行、または訪日旅行という。 |
| か行 | 街区公園 | 主として公園から 250mの範囲内の街区に居住する者の利用を目的とし、1箇所あたり面積 0.25 ヘクタールを標準として配置する公園。 |
| | 環境保全型農業 | 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。 |
| | 関係人口 | その地域に住んでいる「定住人口」でもなく、観光等で訪れる「交流人口」でもない、地域外の地域づくりの担い手として、地域と多様な形で関わる人々。国においては、その地域にルーツがある者、特定のスキルや知見を有する都市部の人材、ふるさと納税の寄付者を関係人口とし、拡大する事業が推進されている。 |
| | 経常収支比率 | 地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、かつ毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費や扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されるものが占める割合。この比率が高いほど財政構造の弾力性が低いとされている。 |
| | 健全化判断比率 | 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められた「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標。 |
| | 恋人の聖地プロジェクト | 全国の観光地域の中からプロポーズにふさわしいロマンティックなスポットを「恋人の聖地」として選定し、地域の新たな魅力づくりや情報発信とともに、地域間の連携による地域活性化を図る取り組み。 |
| | 広域発売 | ボートレースが開催されている競走場以外での勝舟投票券の発売(場間場外発売や電話投票)。 |

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

計画の実現に向けて

資料編

| | 用語 | 説明 |
|----|---------------|---|
| か行 | 公共施設の再配置 | 人口減少・少子高齢化が進行する中でも、必要性の高い公共施設運営を将来にわたり持続可能なものにするために、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実現すること。 |
| | 合計特殊出生率 | 人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、出生の傾向をみるときの主要な指標となっている。 |
| | 高鮮度処理 | 魚類を生き締めし、海水氷で6時間以上冷却する処理。通常より鮮度もよく、旨味成分も多く含むことができる。 |
| | 交流人口 | その地域に訪れる人々。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど、特に内容を問わないのが一般的。 |
| | 子育て世代包括支援センター | 保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する拠点。 |
| | 子ども家庭総合支援拠点 | 子どもの心身ともに健やかな育成や虐待の防止など子どもの権利擁護を身近な地域で行うために、子どもとその家庭、妊産婦などを対象として、専門スタッフが家庭や子どもに関する相談支援、訪問や関係機関との連携などによる支援を行う拠点。 |
| | 戸別受信機 | 町内に設置された防災行政無線のスピーカーから流れる放送が、家の中でも聞くことができる受信機。災害・避難情報、国民保護情報をはじめ、町からの行政情報などが放送される。 |
| | コンポスト容器 | 家庭から出る生ごみを減量するために、生ごみを落ち葉や土などと一緒投入して屋外の土の中に埋め、「堆肥」に変えるための容器。 |
| さ行 | サイクル&トレイル福岡 | 街と自然が共存する福岡を楽しむために、自転車の旅(サイクル)と自然の中を歩くアクティビティ(トレイル)を推進する、福岡県主体の観光振興事業。 |
| | 財政再生基準 | 財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図る必要が生じる基準。健全化判断比率の「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」の3つの指標のうち、いずれかが基準以上となった場合、財政再生計画の策定等を行う。 |

| | 用語 | 説明 |
|------------|---|---|
| さ行 | 在宅福祉サービス | 高齢者が地域社会で生活し続けるための支援。在宅福祉サービスの内容は、配食、寝具類の洗濯、緊急通報装置の貸与介護用品の給付など、多岐にわたる。 |
| | 里浜づくり事業 | 芦屋海岸の砂浜の拡大化により問題となっている飛砂を解消するために、松の植樹などに取り組んでいる、福岡県主体の事業。 |
| | 自主防災組織 | 災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体。 |
| | 自然減 | 死亡者数が出生者数を上回っている状態。 |
| | 疾病構造の変化 | 国民の多くがかかっている病気の質と量の変化。第二次世界大戦後から現代にかけて、特に環境衛生の改善や医療技術の進歩、人口構造の高齢化やストレス社会の影響等による変化が顕著となっている。 |
| | 指定管理者制度 | 多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、文化施設や体育施設、公園などのような「公の施設」の管理運営を、民間企業を含む他の団体が代行する制度。 |
| | シビックプライド | 自分の住んでいるまちに誇りや愛着をもち、自分自身が積極的に関わることによってまちを良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心。「シビック(住民の)」という言葉には、権利と義務を持って活動する主体性という意味が含まれている。 |
| | 社会減 | 転入・転出による移動で転出が上回っている状態。 |
| | 社会的障壁 | 障がいのある者にとって日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる事物、制度、慣行、観念など。 |
| | ジョイントカリキュラム | 学年の進級や小学校から中学校への進学の際、スムーズに学習に適應できるように、小中9年間の教科の内容を効果的に配列した学習計画。 |
| | スクールソーシャルワーカー | 児童・生徒が抱える問題に対し、置かれた環境へ働き掛けるとともに、学校や関係機関等と連携しながら、問題の解決を図る社会福祉等の専門家。 |
| ストックマネジメント | 目標とする明確なサービス水準を定め、その状態を点検・調査などによって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて、施設を計画的かつ効率的に管理すること。 | |
| スポンジ化 | 空地や空家などが小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生することにより、まちの内部にスポンジのように密度の低い空間が生まれる現象。 | |

| | 用語 | 説明 |
|----|--------------|--|
| さ行 | スマート自治体 | システムやAIなどの技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体。 |
| | 性的少数者 | 性的指向や性自認等に関するありようが性的多数派とは異なるとされる人々のこと。 |
| | 成年後見制度 | 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方の権利利益を保護するための制度。 |
| | 早期健全化基準 | 早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図る必要が生じる基準。健全化判断比率の「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標のうち、いずれかが基準以上となった場合、財政健全化計画の策定等を行う。 |
| た行 | 地域おこし協力隊 | 地方の自治体に移住し、最大3年間、様々な分野で地域活性化活動を行う都市の人材。任期満了後もその地域に定着(定住)することを目的に、国が推進している。 |
| | 地域強靱化計画 | 「国土強靱化基本法」に基づき、平成26(2014)年に策定された「国土強靱化基本計画」を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、強さとしなやかさを持った安全・安心な地域社会・経済等の構築に向けた強靱化を推進するため、自治体が策定する計画。 |
| | 地域包括ケアシステム | 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケア体制。 |
| | 地域包括支援センター | 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。 |
| | 着地型観光 | 体験型の観光など、それぞれの地域の特徴を活かし旅行者の受入れ側地域で開発・実施される観光プログラム。 |
| | 中心経営体 | 地域において農業の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者。 |
| | 長寿命化 | 公共施設などについて、限られた財源の中で必要な対策や、計画的な改修などを行うことにより、老朽化に伴う事故発生や機能停止を未然に防止し、効率的に施設の維持・管理を行うことで施設の寿命を延ばすこと。 |
| | 釣り文化振興促進モデル港 | 観光資源としての港湾における釣り施設や、既存の防波堤等の利活用を進めるために、地域の関係者による地方創生として釣り文化振興の取り組みが進められている港湾で「モデル港」として国が指定した港。 |

| | 用語 | 説明 |
|----|----------|---|
| た行 | 出前講座 | 住民などで構成された団体やグループが主催する集会などに町の職員が講師として出向き、町政の説明や専門知識を生かした講座・実習などを行う。 |
| | 電話投票 | 勝舟投票券を電話やインターネット(パソコンやスマートフォンなど)を使って購入する投票。 |
| | 都市的土地利用 | 農業用地、林業用地、都市用地、レクリエーション用地、その他に分けられる土地利用のうち、都市用地及びレクリエーション用地のこと。 |
| | 都市の低密度化 | 人口減少に伴い、都市全体の人口密度や土地利用密度が低下する現象。 |
| | 特定空家 | そのまま放置すると著しく保安上危険、または衛生上有害となるおそれがあり、適切に管理されていないため著しく景観等を損なっている状態にあると認められる空家。 |
| | 特定健康診査 | 40歳から74歳までの人を対象に、生活習慣病の予防を目的とした健康診査。 |
| | 特定保健指導 | 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すための支援。 |
| な行 | 認定こども園 | 幼児教育と保育のどちらも提供し、幼稚園と保育所の両方のよさを合わせ持っている施設。 |
| | 認定農業者 | 「農業経営基盤強化促進法」に基づき、自治体が認定する農業者で、税制上の優遇処置や有利な条件での融資が受けられる。 |
| | 農商工等連携事業 | 農林水産業と商業・工業等が連携を強化し、それぞれの強みを発揮した新商品の開発や販路開拓などに連携して取り組み、支援する国の事業。 |
| | 農地中間管理事業 | 通称「農地バンク」のことで、農地を貸したい人から農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸する事業。 |
| は行 | ハザードマップ | 自然災害による被災想定区域や、避難場所・避難経路といった防災関係施設の位置などを示す地図。 |
| | 人・農地プラン | 農業者が話し合いに基づき、地域における農業の将来のあり方や中心経営体への農地の集約化に関する将来方針などを明確化し、取りまとめたもの。 |
| ま行 | マイタイムライン | 台風や大雨の水害など、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画。 |

| | 用語 | 説明 |
|----|------------|---|
| や行 | ユニバーサルデザイン | 高齢者や障がいのある者など特定の人のためではなく、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、できる限り多様な人々が利用可能な施設や製品、生活環境をデザインするという考え方。 |
| | 用途地域 | 良好な市街地環境の形成や、都市内における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保等のために、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどを規制及び誘導する制度。 |
| ら行 | ライフサイクルコスト | 調達や製造から廃棄するまでに要するすべての費用を含む、製品や構造物などにかかる生涯コスト。 |
| | 連携中枢都市圏構想 | 人口減少・少子高齢社会が進行する中でも、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、また住民が安心して快適な暮らしを営んでいくために、相当の規模と中核性を備える中心都市と近隣の市町村と圏域内で連携することにより、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。芦屋町では北九州市を中心とした近隣 17 市町で取り組んでいる。 |
| わ行 | ワンストップ化 | 一箇所で複数の用事を済ませられるなど、様々なサービスが受けられるようにすること。 |

(アルファベット音順)

| | 用語 | 説明 |
|---|------------|--|
| A | AI | Artificial Intelligence の略語で、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術、または、コンピュータによる知的な情報処理システムの設計や実現に関する研究分野。 |
| | ALT | Assistant Language Teacher の略語で、外国語を母国語とする外国語指導助手。小中学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する。 |
| G | GIGAスクール構想 | Global and Innovation Gateway for All の略語で、義務教育を受ける児童生徒のために、1 人 1 台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備する計画。 |
| I | ICT教育 | Information and Communication Technology の略語で、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法。 |
| | IoT | Internet of Things の略語で、テレビやデジタルカメラ、スマートスピーカーなどのデジタル情報家電といった「モノ」がインターネットに接続され、デジタル化された映像、音声、写真など様々なデータを、インターネットを介して伝達すること。 |

| | 用語 | 説明 |
|---|------------|--|
| P | PDCAサイクル | Plan(計画する)、Do(実施する)、Check(評価する)、Act(改善する)という4つのサイクルを繰り返し、継続的に事業活動を改善させる手法。 |
| R | RPA | Robotic Process Automation の略語で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアロボットの導入・稼働により、自動化・効率化すること。 |
| S | Society5.0 | 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続き、わが国がめざすべき新たな未来社会のこと。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のあり方を指す。 |



芦屋町

発行 | 令和3年3月

芦屋町 企画政策課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL: 093-223-0881(代) Fax: 093-223-3927

URL: <https://www.town.ashiya.lg.jp/>